

令和4年第2回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和4年3月15日（第12日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	吉岡正博	10番	吉岡英允
2番	岸川信義	11番	草場祥則
3番	友田香将雄	12番	井崎好信
4番	重富邦夫	13番	内野さよ子
5番	中村秀子	14番	西山清則
7番	前田弘次郎	15番	溝上良夫
8番	溝口誠	16番	片渕栄二郎
9番	大串武次		

2. 欠席議員は次のとおりである。

6番 定松弘介

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	千布一夫
企画財政課長	坂本博樹	総合戦略課長	山口裕一
税務課長	久原浩文	住民課長	江島利高
保健福祉課長	矢川靖章	長寿社会課長	武富健
生活環境課長	土井一	農業振興課長	木須英喜
商工観光課長	吉村大樹	農村整備課長	中村政文
建設課長	笠原政浩	会計管理者	溝口真由美
学校教育課長	出雲誠	生涯学習課長	谷崎孝則
農業委員会事務局長	久原正好	主任指導主事	梅木純一

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 久原雅紀
課長補佐 中原賢一

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

4番 重富邦夫 5番 中村秀子

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

3. 吉岡正博議員

1. 小学校の統合再編計画について

4. 内野さよ子議員

1. 健康増進と保健事業の効果と検証について

2. 持続可能なまちづくりについて

5. 井崎好信議員

1. 農林水産業が持続可能な産業であるために

6. 重富邦夫議員

1. 建物火災にかかる支援について

2. 消防団組織の在り方について

3. 低未利用土地の問題について

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ここで申し上げます。

定松弘介議員より欠席届が出されております。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、重富邦夫議員、中村秀子議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、これより一般質問を行います。

本日の通告者は4名です。

順次発言を許します。吉岡正博議員。

○吉岡正博議員

改めて、おはようございます。

議長より発言の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私、議員になりまして1年が経過し、この3月議会で議員として2期目のスタートとなりました。これまで私の一般質問を傍聴された方、それからケーブルテレビで視聴をされた方から次のような御指導を受けました。時間を気にし過ぎている、時計は見過ぎと、議論になっていない、答弁に対してさらに質問ばせんばと、それから町長の方針を聞く、町長に質問ばせんばと御指導を受けまして、改めてありがたく思っております。

そこで、今日はその反省を踏まえまして、今回の質問は私が議員になった目的であり、取り組みの一つである子どもを通わせたい学校づくりの分野で、小学校の統合再編計画についてに絞って質問をさせていただきます。

白石町学校統合再編審議会の答申から2年が経過いたしました。小・中学校の統合再編は、令和2年3月の審議会答申で、中学校が令和6年度開校、小学校が令和8年度、10年度に開校を目標とするとされました。白石町と町教育委員会は答申を受けまして、中学校は令和2年度に統合再編計画案を作成し、住民説明会などを開催の上、令和3年3月に統合再編計画を策定いたしました。この中学校のスケジュールを参考にしますと、小学校はこの4月から、令和4年度に統合再編計画案を作成し住民説明会などを開催の上、令和5年3月——つまり1年後ですが——に統合再編計画を策定するスケジュールを私は予想いたします。

それで、まず小項目の1問目ですけれども、小学校統合再編計画の策定スケジュールはどのような予定なのか、お伺いいたします。

○出雲 誠学校教育課長

学校統合再編審議会では、先ほど議員がおっしゃられたとおり、令和元年度に1年間かけて12回の協議を経て、白石町立学校の統合再編について答申をいただいたところです。答申を受け、中学校の再編を喫緊の課題と捉え、中学校の再編計画を策定し、令和6年4月の開校に向けて準備を行っているところです。

また、審議会の答申では学校の開校時期まで示していただいております、これを尊重し、中学校の再編を進めてきたところです。小学校の再編につきましても審議会の答申を尊重し検討をしておりますが、審議会で審議いただいたときよりも少子化が予想以上に進行しております。また、令和2年の国勢調査の結果が昨年示されましたが、白石町の人口減少率がマイナス7.8%と、佐賀県で一番減少していることに衝撃を受けたところです。国立社会保障・人口問題研究所が出している将来推計人口よりも実際の人口減少が進んでいることなど環境の変化を踏まえ、現在どのような小学校の在り方がよいか、慎重に検討を重ねているところです。

○吉岡正博議員

今、小学校の在り方が現在どういうふうなものかということ、慎重に検討を重ねているところだという答弁がございました。もちろん慎重に検討していた

だくのは必要なことですし、そうであると思いますが、お尋ねしているのは4月以降のスケジュールでございますけど、いかがなんでしょうか。

○出雲 誠学校教育課長

審議会の答申を受けてから2年が経過しましたが、この2年の間に誰も想定していなかったコロナが世界的に感染拡大いたしました。また、少子化も想定以上に進行していることなど、社会環境が大きく変化しています。このような環境の変化を考慮し、検討していく必要があると思っていますところです。小学校の統合再編計画案に着手しないとかではなくて、このような環境の変化や学校環境の変化などを踏まえて、現在検討を行っているところです。

○吉岡正博議員

現在検討を行っているということで具体的なスケジュールが今の答弁にありませんけれども、この時点で具体的なスケジュールのこの質問に対してお答えにならないということは、まだ統合再編計画案の作成に着手できる状態ではないという、来年度統合再編計画案の住民説明会にはならないということなんでしょうか。

○出雲 誠学校教育課長

審議会の答申は1年間を経て協議をいただいておりますので、このことは尊重していかなくてはいけないと思っています。ただ、先ほどから申しますとおり、人口減少、少子化、コロナとか、またいろいろな環境が変わってきております。こういうことを踏まえ慎重に検討をしていく必要があると思っていますので、まだスケジュールをお示しするような段階ではないと思っています。

○吉岡正博議員

4月からスケジュールがスタートするというのが前提の質問でしたので少し戸惑いを感じているところですが、ちょうど1年前に私は3月議会での一般質問で学校統合再編の責任は誰にあるのか質問をいたしました。町長より、学校の設置者、学校設置条例の提案者は町長と認識していると、町長である私がリーダーシップで取り組むと答弁をいただきました。

そこで、町長にお尋ねですけれども、先ほどの学校教育課長の答弁はまだスケジュールの段階になっていないというお話でしたけれども、学校統合再編審議会の答申にあります小学校の再編の時期は令和8年度開校、令和10年度開校を目標とすると示されているわけですが、それを尊重するというお話もありましたが、今の答弁では遅くなるような感じを受けますけれども、町長としてこれは指示をされたんでしょうか、それとも承諾、容認されている状態なんでしょうか、お尋ねいたします。

○田島健一町長

吉岡議員の統合再編計画の、特に小学校のスケジュールがどうなっているのかという御質問でございます。

学校統合再編審議会では、先ほど課長が答弁いたしましたように、令和元年度に1年をかけて協議されて答申をいただいたところでございます。ちょうど答申を受けたときコロナが発生した時期ということで、令和元年度の検討時点においてはコロナの話は一切ない時点での答申案の作成でございました。そういったことから、答申を受けた後の社会が大きく変わってきている、ましてや1年でコロナも去っていくだろうと思っていたんですけど、これが2年たってもまだ先が見えないという状況下にございます。

中学校の統合につきましては当初より3校が1校にということで問題がなかったわけでございますけれども、小学校については8校ある中で審議会の答申では2校案を答申いただいているところでございまして、2校案を原則として検討をさせていただいたところでございますけれども、先ほどの課長答弁にもありますように、コロナの感染拡大によって世の中、社会が非常に大きく変わってきている。これは少子化というのが従来から言われていた少子化にさらに上乗せする形で、例えば結婚とか婚期とか出生とかそういったもろもろが、通常の減少よりもコロナの影響でさらに上乗せになっているというようなことが言われております。

そういうことをしっかりと踏まえた上でやっていかないと厳しいんじゃないかということで、私は先ほどの課長答弁にありますようにいろいろと検討をしてくださいと。これは白石町の将来を担う子どもたちのことでございますので、この時点、令和4年とか5年で安直に我々大人が議論、検討をしたといっても、後に問題を残したらいかんけんが、そこらへんはじっくりと検討せないかん。そして、それは議員からも言われるように住民の皆さんたちの理解もいただかないかんというところもあるわけでございます。私はリーダーシップを取りますと言ってはいるんですけども、その方向性は示しますけど、これを決定というのはまた役場の中とか議会とか、住民説明会もあろうかというふうに思いますけども、いろんな意見を聞きながら最終決定をしていかなければいけない。その前段でこういうことを検討しなさい、ああいうことを検討しなさいという指示は、私は今でも常に教育委員会と協議をしながら進めているところでございます。

そういったことから、皆さんの御心配、先ほど議員が言われるように4年度からスケジュールに入っていくとやろうということでございますけれども、そういう社会や学校を取り巻く環境が大きく変化しておりますので、そこらへんを踏まえさせていただきたいというふうに思っております。そういうことから、町といたしまして、私といたしましても、答申案をないがしろにするわけじゃございませんけれども、答申を尊重しながら今の社会状況をしっかりと見据えた上で対応していくということでございます。いましばらくお待ち願いたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○吉岡正博議員

今町長のほうから答弁いただきましたように、確かにコロナが蔓延する前の審議会の答申でございまして、その後、コロナだけではございませんが、社会が大きな変化をしております。そこも私は気になるところでこの後に質問をしているところなんで

すが、そこをさっき町長が前倒しで言われたようで、ちょっとそこを聞くんですよという話ですけれども。そういうこともあります、確かにそのへんを気にして次の質問に入らせていただきたいと思います。

小項目の2番目になりますけれども、先ほど町長が申されましたように、審議会の答申から2年が経過いたしました。この間に統合再編を考える状況に変化があると思いますし、先ほど町長もありましたとおっしゃっていただきましたが、どのような状況なのかをお尋ねいたします。

審議会の答申では、基本的な考え方に適正規模、学級の数重視されています。そこで、学級数が増える状況として、有明海沿岸道路が開通した、35人学級への移行が決まった状況を考えます。一方、学級数が減る、少なくなる状況としまして、出生数が減少した、新型コロナウイルス感染症で全国的に妊娠数、子どもを妊娠する数が少なくなっている状況があります。そのほかにも、小学校にも教科担任制が導入される、小学校各校にスクールバスの補助の話が出てきた、それから中央教育審議会の答申があったと。そして、先ほど町長も言われましたように、新型コロナウイルス感染症による学習方法の変化等があると私は思います。これを順追って質問をさせていただきます。

まず、順序といたしまして、学級数が増える状況の可能性からお尋ねします。

まず、有明海沿岸道路の開通です。

有明海沿岸道路が昨年7月に開通をいたしまして、7箇月ちょっとが経過いたしました。佐賀方面への交通の便はすごくよくなりました。その結果として、現状において白石町の人口増の兆候、まだ兆候だと思えます。それから、宅地開発や住宅建設の予定が見られるのか、お伺いをいたします。

○山口裕一総合戦略課長

有明海沿岸道路が開通いたしましたして、7箇月余りが経過いたしましたところでは。

議員御質問の宅地開発や住宅建設につきましては、総合戦略課の業務の中で不動産業者と情報交換する中でも役場内部のほうで共有する情報の中でも、インター開通に伴う直接的な大規模な開発の予定は今のところございません。しかしながら、町内はここ二、三年で非常に小規模の分譲による住宅建築ですとか建て売り住宅の分譲、あるいはアパート建築も多くなっております。結果といたしまして、本町でも人口は減少しているものの、世帯数の減少数は僅か6世帯であったという国勢調査の数字に結びついております。

また、国勢調査の基準日である令和2年10月以降令和3年12月1までの1年2箇月までの間に、世帯数は実は18世帯増加しております。しかしながら、人口はこの間、351人ということで減少しております、議員おっしゃるような人口増の兆候ということまでにはつながっているような状況ではないのかなというふうに認識しております。

○吉岡正博議員

ちょっと確認ですけど、先ほどの世帯数の増加の件ですが、もともと白石町世帯数

は減らないというか、増加というか、核家族化が進むとか、場合によっては若夫婦が別に家を造るという状況じゃなかったですかね。

○山口裕一総合戦略課長

先ほど私は国勢調査の中で6世帯減少しているというお話をさせていただいておりましたが、これは調査期間内の話でございまして、実際最近の状況では微増している状態というのも既に見れたのかもしれませんが。そういう分析をしております。

○吉岡正博議員

今の答弁に宅地とか住宅開発が大規模はあっていないと、ただ二、三年前から小規模なものはあっているようだという事ですので、それに非常に私は期待をさせていただきますし、有明海沿岸道路の近くのほうに行きますと結構アパートとか新しい家が建っているなというのを、あるラーメン屋さんの前んにきはあるなというふうな感じもしますので期待をいたします。

次に、学級数に大きく関わります35人学級への移行についてです。

昨年、国会で学級編制の標準を5年間かけて35人にすることが決定いたしました。5年かけて35人ということは、小学校統合再編、先ほどの答申による2校目の令和10年度には35人学級が行き渡るということとなります。統合再編審議会は、現在の40人学級で審議し答申をしておりますが、35人学級になった場合は答申で適正規模とされた学級数の推計にどのような影響があるのか、お尋ねいたします。

○出雲 誠学校教育課長

小学校につきましては、段階的に40人学級から35人学級へ移行していくことが決定し、令和7年度には全学年35人学級になります。学校統合再編審議会では40人学級で学級数を計算しておりますので、単純に35人学級で計算をし直しますと増えるようなこととなります。資料請求がっておりますが、その中で例を言いますと、令和7年度に1校とした場合は、審議会時は28学級だったんですが35人学級に計算し直しますと30学級と2学級増えるようになりますが、あくまでもこれは審議会時の人口の予測に基づいて計算をしたものでございまして、審議会時の協議のときよりも人口が著しく減少しておりますので、単純にその計算で行くよりも人口減少による影響のほうが大きくなっているのではないかと考えております。

○吉岡正博議員

35人学級になることによって適正規模の計算の仕方が違ってくると、私どもにとってはいいほうに行くのかなと思って期待をしたんですが、ちょっと今のお話ではそうなんですかというところですが。

もう一点お尋ねしたいんですけども、先ほど答弁に令和7年度には全学年35人学級になるというお話がありましたけれども、非常に今はコロナ関係で国は財政支出が多くなっておりまして、それから新聞のあちらこちらに教員の人気不足といいますか、教員の成り手がいないというのがよく新聞等に書いてありますが、実際令和7年度に全

学年35人学級になるということに対して不安といいますか、大丈夫でしょうかね。35人学級にするということは、つまり先生がそれだけ多く要るわけですけど、それだけの先生を増やす財政の余裕がこのコロナであるのかどうかという不安を感じるころですが。

○出雲 誠学校教育課長

35人学級につきましては国の方針として示されておりまして、教員の増、ちょっと人数は覚えておりませんが、全国的に増やすというようなものがございます。佐賀県もそれに準じて増やす見込みはあるみたいですが、実際先ほど言われたとおり教員になる方が少ない、佐賀県も受験の倍率が2倍をたしか切ったような状況ではなかったかと思っております。そういう不安は確かにあるかと思いますが、教員については県のほうで決定をされておりますので、佐賀県のほうで頑張っていただけなのかと思っております。

○吉岡正博議員

課長の答弁にありましたように佐賀県の人事採用でございますので、佐賀県に頑張っていたきたいと思います。

では、学級数が逆に減る、少なくなる状況の可能性の件をお尋ねいたします。

まず、出生数についてです。

学校統合再編審議会のときは令和元年度でしたので、小学校2校目の開校予定の令和10年度、この年度の小学校1年生、2年生の2学年につきましては、まだ生まれていませんでした。それで、予想人数で審議をされております。審議から2年が経過いたしましたので、出生数がこの2学年については、まだ3月ですので完全ではないんですがほぼ確定したわけですけども、実際はどのような人数になりまして、審議のときとどのような差が生じたのか、お伺いをいたします。

○出雲 誠学校教育課長

審議会後の出生数ですが、令和元年度が119人、令和2年度が103人、令和3年度は、今ちょっと見込みではございますが、120名程度になると思っております。今年度の小学校在籍児童数は、一番多い学年で203人、一番少ない学年でも162人であり、大きく減少しております。審議会時には令和元年度から3年度生まれの子どもの数は、まだ生まれていなかったのですが、直近の平成30年度住民基本台帳の141を据え置いて審議をされております。ですので、令和2年度で言えばマイナス38人となるなど、審議会時の予想児童数とは大きく差が出ている状況です。

令和10年度における小学校全学年での予想児童数で申しますと、審議会時には861人だったものが現在777人であり、大きく減少しております。この777という数字は、出生数がほぼ確定した数字から算出しておりますので、これから大きく変わる数字ではないものと思っております。今後さらなる児童数の減少も予想されますので、将来の児童数や学級数、経費等の分析を行い、検討を行っているところです。

○吉岡正博議員

すみません。ちょっとメモをしきらんやったもので、もう一度、2年度と3年度の出生数を教えていただけますか。

○出雲 誠学校教育課長

令和2年度が103人です。令和3年度は見込みですが、120名程度とっております。ちなみに、令和元年度が119人ですね。

○吉岡正博議員

先ほど二度お聞きいたしまして、令和元年度が119ということで、2年度103、3年度はまだ見込みですけど120程度という答弁をいただきました。

ちょうど学校統合再編審議会の始まりがまずあって、1年かけてしたわけですけども、その最後のときの資料を見ますと、10年度の3年生がちょうど先ほど言われた元年度生まれの119、2年生、1年生がその時点では生まれていなかったのもので、その119の数をそのまま使って1年生、2年生、3年生は119、119、119ということで資料ができておりました。それに比べますと、今の2年生が119の予想が103、これは出生数ですけど、同じく1年生が119の予想が120ということですので、2学年合わせますと若干見込みよりも少なくなったというか、多分計算をすると2学年トータルすると5%ぐらいの減になるのかなと思っております。予想より若干少なくなっているということで、課長が先ほど言われましたように減っていつている状況ですね。それは何か寂しいところです。

それで、今の出生数、つまり既に生まれた子どもさんですけども、問題はまた今から先ですが、次の質問でお尋ねしますけれども、子どもを妊娠した数です。令和2年の全国の妊娠届の数は、前年度に比べて4.8%減少し、過去最少となったと厚生労働省の発表がありました。新型コロナウイルス感染症による出産や子育ての不安から、妊娠控えが起きたと見られるという評価をされております。私の周りでも、結婚や結婚式を控える話を聞きます。それで、先ほどの話の続きになりますが、白石町の妊娠数は今までと比べてどのように変化をしたのか、お伺いをいたします。

○矢川靖章保健福祉課長

本町の妊娠届出の状況につきましては、コロナ禍の前である令和元年度が110件、コロナ禍の中でありました令和2年度は120件、また令和3年度は、2月末の時点ではありますけれども、105件というふうになっております。白石町においては、この数字だけ見ますと、新型コロナウイルス感染症による大きな影響は現在のところ見られていないものというふうに考えております。

以上です。

○吉岡正博議員

今の課長の答弁では、妊娠数に関して、つまり今生まれた子どもだったらその次の段階の子どもさんたちについては、今のところ影響はないというか、大きな変化はな

いということであれしく思います。

それでは、その他の状況についてお尋ねいたしますが、教科担任制の件です。

来年度から、小学校でも中学校と同じく教科担任制が始まります。小学校の先生は1人でどの科目も教えるのではなく、5年生と6年生の英語、理科、算数、体育の4科目は専門の先生が教えることになります。一方で、文部科学省と財務省の折衝で財政的に全国で速やかにそうなる様子でもないと、ちょっとさっきと重なりますけれども、そういう話を聞いております。文部科学省の実態調査で、現状において教員不足、教員の成り手不足、それから職業としての不人気が数字的に発表されております。この状況によりまして、教科担任の配置は佐賀県でどのようなと予想されているのか、お尋ねいたします。

○梅木純一主任指導主事

高学年の専科教員に関する質問だったかと思えます。

令和4年度より、公立の小学校高学年に対して教科担任制の推進を行うというふうな形で決定がなされております。まず確認ですが、先ほどの4教科、先行的にといいるところであります。全てで実施されるわけではなく、いずれかでいいところで御理解いただけたらと思っております。

現在白石町の小学校においては、英語において専科教員を加配として定数をいただき2名配置し、8校の小学校を兼務する形で行っております。令和4年度以降については、佐賀県では英語、理科、それから高学年専科、また教科担任推進制の加配教員の措置が示されていて、制度導入についての推進がなされています。

現時点で、白石町においても来年度同じような2名の配置があるものというふうに見込んでいるところです。全国的には1年間で950人の増員が決まり、4年間で3,800人の増員という方向で見込まれているところ。これを佐賀県のほうに換算すると、令和4年度に約10名の増員、白石町を含む武雄杵島地区では1名の増員。です。4年間で4名程度の増員の見込みかなというふうに考えております。

高学年専科の活用については、詳細な要領が出ておりませんが、これまでの例を見ても、例えばその先生が24時間以上授業を持たなければいけないなどの時間的な制限がありますので、やはり小規模校での配置というのは難しく、今の英語専科教員のよう複数校を兼ねるといって行わなければいけない現状にあります。

○吉岡正博議員

今の答弁にありました英語に関しましては2人の先生が8校を持っているということでしたけど、ということは、休み時間に先ほどの授業のこととか宿題とかを聞きに行こうと思っても先生は学校にいないと、車でどっか隣の学校に行きよんさあですよという状況ということですよ。そこはある程度統合再編をされれば解消されて、当たり前のことですが、英語の先生がその学校に常駐されるということであってよろしいのでしょうか。

○梅木純一主任指導主事

まず、基本的なところになります。教職員については学級数に応じて基礎定数と、併せて加配定数というふうな形で定数が決まっている状況にあります。今も英語専科については加配というふうな形で特別にいただいているところになります。先ほど言ったように、小さな学校ではどうしても兼務をしなければいけないので、午前中勤務、午後からは別の学校という形の今の運用になっています。先ほどの今進めている再編等の部分を行うことで学級数等が増加すれば、1つの学校で1人の加配ということも考えられるということになります。

○吉岡正博議員

そういう面においても、適正規模の学校をつくっていただきたいと思います。

時間を気にしていなかったら結構時間が過ぎてしまっていてちょっと慌てているところですが、次にスクールバスの件です。

学校統合再編審議会の答申ではスクールバスを利用するような話になっておりますが、当然スクールバスは大きな経費がかかるわけですが、ちょうど昨年8月、政権与党の中で公立小学校へのスクールバス導入が検討されました。この状況につきましてどのように情報収集をされているのか、お伺いをいたします。

○出雲 誠学校教育課長

現在スクールバスに係る補助としましては、バスの購入費に対して2分の1の補助がございます。これは、小学校においては通学距離が4キロ以上の遠距離通学の児童を対象にした補助制度となります。運行経費に係る補助は、今のところございません。議員がおっしゃられるとおりに痛ましい事故を受けて国でも新たなスクールバスに対する事業も検討され始めておりますが、この経過につきましては注視をしていきたいと思っております。

現在、補助対象となるのはバス購入費のみですが、スクールバス購入及び運行費には過疎債の充当があります。また、運行費につきましては、普通交付税の措置がございます。スクールバスの運行には多額の経費がかかりますので、情報を収集し、補助だけでなく、様々な制度を活用しながら検討をしていきたいと思っております。

○吉岡正博議員

補助はまだ未定であるということで、注視をしていただきたいと。いい方向に流れるように見ていただきたいと思っております。スクールバスについては交付税の算定になるということですので、財政担当のほうもよろしくお願いたします。

続きまして、中央教育審議会の答申でお尋ねいたします。

学校施設の多機能化という語句が中央教育審議会の答申に見えますけれども、学校には防災機能はもちろん、コミュニティ施設や地域図書館の機能を併せ持つ効率的な施設運営を行うようにということでございますが、今後答申によりますと、小学校1校は有明中学校の校舎の利用、もう1校は新築となっております。この中で、防災機能はもちろん、コミュニティ施設としての機能を持たせられるように検討をされるの

か、お尋ねをいたします。

○出雲 誠学校教育課長

学校施設の多機能化の必要性も、重要な課題とっております。しかしながら、整備に当たりましては、まずは学校施設としての機能を優先していきたいと思っております。また、児童数も今後減少していくことも考えられますので、余裕教室等の利用を検討する際は、多機能化を行いやすいような施設の整備というところも頭に置きながら整備をしていかなくてはいけないかなと思っております。

○吉岡正博議員

学校は、もちろん第一の目的は教育の場です。ただ、地域、コミュニティの中心施設であるということも考えますと多機能化も必要であると思っておりますので、御検討をお願いいたします。

それでは、個別事項の最後の項目になりますけれども、感染症に対する学習方法の変化です。

先ほど町長のほうからもありましたけれども、学校統合再編審議会が開催されたのは令和元年度で、新型コロナウイルス感染症の蔓延前でした。その後、感染症対策として、これまでと違った授業方法や学校行事がなされております。この感染症がある程度治まった以降においても、この変化を受けながらまた学校が新しい形になっていくと考えるわけですが、今後の中で人的に、また施設的に求められるもので違ったものがあるのか、お尋ねをいたします。

○出雲 誠学校教育課長

文科省では、令和の日本型教育として、これからの学校を支える基盤のツールとして、ICTの活用が必要不可欠としています。GIGAスクール構想により整備した1人1台の端末を活用し、現在学校では個別最適化の学び、協働的な学びの実現のために指導の在り方を検討しているところです。GIGAスクール構想を推進することにより、学校再編への影響等はないものと思っております。また、人員的などところにつきましても、今現在ICT支援員等を配置し、教員、それから子どもたちへの支援を行っておりますので、これを引き続きやっていきたいと思っております。

○吉岡正博議員

今の課長の答弁によりますと、いろんなICTとかGIGAとかというのにつきましては、学校統合再編に影響はないというお話ですね。

このICT教育、GIGAスクールのことにつきましては、あした友田議員がしっかり聞かれると思いますので、そちらのほうをもって代えさせていただきます。

以上、統合再編の答申以降の状況の変化をお聞きいたしました。これらを踏まえまして、町長にお尋ねをいたします。

繰り返しになりますけれども、ちょうど1年前、私の3月の議会で学校統合再編の責任は誰にあるのか質問をいたしました。町長より、学校の設置者、学校設置条例の

提案者は町長と認識している、町長である私がリーダーシップで取り組むと答弁をいただきました。では、町長は学校設置者として、そして提案者として、小学校の統合再編計画の策定について、先ほどの状況の変化をどのように考えられ、どのように指示を出されるのか、お伺いいたします。

○田島健一町長

学校の設置者としての町長の考えということでございました。

これについては、冒頭の答弁でも一部お答えしたところでございますけども、重複するかも分かりませんが、先ほど来、議論の中でもありますように、答申から2年足らずの間でいろんなことがあって、社会情勢、学校を取り巻く状況もいろいろと変わってございます。そういうところをしっかりと見極めなさいということ、先ほど来、答弁も差し上げてはございますけども、教育委員会には指示をしているところでございます。

そして、その中では、何のために再編をするのかというところが一番ポイントであろうと私は思っています。これは、あくまでも施設の老朽化であるとか、財政が云々とかということよりも、まずは子どもたちのために何をしてやれるのか、大人である私たちが将来を担う子どもたちに何をしてあげられるのかというところを根本に置いておかなければならないというふうに思っています。

私は、子どもたちは学校に行って何をするのか、また大きくなるまでに地域社会のほうでどんなことをして大人になっていくのかというところを見たときに、やっぱり学校では学問とか知識を学ぶところであると。また、地域社会での学び、これは白石町においては全校でコミュニティ・スクールをやっていただいております。学校も社会もみんなで子どもたちを育てようという機運で盛り上がっているところでございます。

そしてまた、子どもは最近兄弟が少ないという中、我々の時代は4人も5人も兄弟がいたんですけど、今は一人っ子とか2人とかがメインじゃないかというふうに思いますけども、そういった学校で子ども同士、また先輩や後輩といった人間関係を構築していくところも学校じゃないかというふうに思います。そういった中で、またクラブ活動とかスポーツとか文化面での人づくりにもなっていくんじゃないかなと。そういうところが学校じゃないのかなというふうに私は思っています。

そういうことをしっかりと踏まえた中で、答申は今のところ2校とかになっておりますけども、そういったいろんな状況を見極めながら再編を進めていきたい。さっきの答弁でも申し上げましたけれども、スピード感はどうなっていると、当初スケジュールと違うじゃないかということはあるかも分かりませんが、そこらへんはじっくりと検討をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○吉岡正博議員

学校づくりは、ある面では非常にまちづくりの重要な施策だと思っております。その中で学校を含めましてどのようなまちづくりを進めるかは、政治家である町長のリ

リーダーシップだと私は思っております。

町長は、町長選挙のときの講演会討議資料に小・中学校の再編を進めると公約をされております。一般質問でも、繰り返しになりますが、町長、首長である私がリーダーシップを持って取り組むと答弁をしていただきました。しかし、今回の議会の冒頭にありました令和4年度施政方針では、小学校の統合再編については触れてありませんでした。私は、歴史ある伝統ある小学校を再編する以上は、子どもたちはもちろん親も信頼し子どもを通わせたい学校にする、町外からも白石町に人を呼び込む学校にすると、子どもたちが行きたか、親が行かせたかという学校にする責任が私どもにあると思っております。そういうふうに行きたいと思うような見える化をするのも大事だと思います。

そのために、教育的な視点に加えまして町を売り出すという視点から町長のリーダーシップに期待しますが、具体的に何かセールスポイントがないのか、町長に再度伺いたします。

○田島健一町長

私の10年前のことも言っていましたけども、私たちが小さい頃は8小学校、8中学校あって、その後昭和30年代後半に3中学校になった経緯があります。私たちもそこらへんは体感しているわけですが、そういった中で1クラスしかないような状況に最近はなっているということから、これじゃ子どもたちがかわいそうやろうということで私はコミュニティ・スクールというのを打ち出して、皆さんの御協力をいただいてこれまで来ております。あわせて、再編という言葉も発しておったところがございます。

今人口減少、全国どこでもそうでございますけども、人口を増やさないかん、子どもたちも増やさないかんというのは、首長は皆さんそう思っていらっしゃるというふうに思います。しかしながら、これは一つの町だけが勝ち組になって、日本全国では勝ち組にはなれないということは実感をしてしております。そこで、国は東京一極集中じゃなくて地方へと、今地方の言葉を一生懸命発していただいております。しかしながら、人口については右肩上がりにはなかなかならない状況下でございます。

その中でどうやって町を売り出していくのか、それについては議員も経験済みだというふうに思いますけども、町行政だけじゃなくて、町民の方と一体となって盛り上げる施策を打ち出していかないかんやろうと。先ほどもお話がありましたように、子どもを通わせたい学校、越境通学じゃなくて、白石に住んでみたかというようなことをしていただくようにしていかないかん。

まずは、そのためには先ほどもありましたけども、交通の便、鉄道、道路、空路、いろいろあると思いますけども、交通の便がいいところには人が集まるのかなというふうに私は思っていますので、この間、有明海沿岸道路ができたということはよかったなというふうに思いますけども、これも西のほうへももっとも早く進めていきたいというふうに思っているわけですが、それと併せて災害のない、住みよい町にしていけないかん。白石の歴史というのも杵島山にたくさんございます。おいしいものもたくさん採れます。そういうところをもっともっとPRをしながら、そ

して人口、そしてひいては子どもたちの増加につなげていきたいというふうに思っています。

おかげさまで、コミュニティ・スクールをやっていただいて、コミュニティ・スクールって駄目だったということは一つも聞こえてきません。本当によかったなというふうに思います。また、白石町の学校に勤務されている教職員の方々からも、高い評価を受けております。皆さん、白石町の学校に勤務したいと言って希望されてから来る、そして転勤はもうしとうなかって、白石におりたかという方もたくさんいらっしゃるというふうに承っているところでございます。

そういったことから、我々大人が子どもたちを白石で育てたいとなるようにしっかりとやっていきたい。そのためには、まだまだやり方が不足なところが多々あるかというふうに思います。これについては、議員の皆さんや町民の皆さんたちのいろんな意見を率直に賜りながら、行政に反映させていきたいというふうに思っているところでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○吉岡正博議員

町長の言葉にもありましたけども、この学校に行かせるために白石町に住みたいと言ってもらえるような学校にしていきたいと思ひます。

残り時間が僅かでございますが、町長にもう一つ最後に、小学校の適正規模についてお尋ねをいたします。

審議会の答申書には基本的な考え方について、適正規模として12学級から18学級が望ましいと。小学校は各学年に2学級から3学級とあります。その適正規模の具体的方策として、小学校は2校が望ましいというのが答申書です。これは教育環境上、児童、学級の適正規模を考えれば、白石町の児童数からいって、小学校1校でもなく、3校でもなく、2校が望ましいという答えが出たのが答申書の部分です。頂きました新しい児童数の推計資料では、35人学級が制度化されましたことによりまして、小学校2校であっても適正規模の期間が答申のときよりも長くなる予想です。

それで、答申であった有明地域の小学校は、それでも有明の小学校は新設14年後の令和22年には適正規模以下の学校になる予想になりますけれども、この点につきまして学校の設置者である町長はどのようにお考えになりますか、お尋ねをいたします。

○田島健一町長

適正規模というところでの御質問でございます。

子どもたちのよりよい教育環境を整備するということが学校再編の一番の目的でございます。そのために子どもたちがたくましく育ち、社会性や協調性を養い、向上心、創造力を培い、生きる力を身につけていけるようにということで、学校の適正規模が学校統合再編審議会での大きな柱として議論をされたところでございます。

議員おっしゃいますように、有明地域の小学校3校が再編したとすれば、将来的に、令和22年ですかね、適正規模を下回るということが予想されているところでございます。では、適正規模を下回ったらまた再編すればよいのか。そう簡単な問題ではない

と私は思っています。先ほど来、答弁差し上げていますように、そこらへんを見極めるところをしっかりとやらないかん。お金はたくさんあるわけじゃございません。財政的にも大きな負担になると思います。10年後にまた造らばいかんとなったら、これは当時の人たちは何をしようかというふうなことになってこようかというふうに思います。そういった急激な学校を取り巻く環境変化を踏まえながら、どのような形がよいのかを検討をしているところでございます。

何遍も申し上げておりますけども、子どもたちのために、このことを第一に考え、将来を見据えた小学校再編を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○吉岡正博議員

先ほど町長の答弁にありましたように、適正規模を下回ったらまた再編をすればいいというわけではないと私も思います。そこをよく検討をしていただきたいと思いません。

最後の項目で学校跡地の件をお聞きしておりましたが、もう時間があと1分ということでございますので、後日にさせていただきます。

学校統合再編、特に小学校の統合再編は、それぞれの郷土が、先祖が築いてきた150年からの歴史に区切りをつけるものです。私は御先祖様に大変申し訳なく思っているわけございまして、それでも学校を最初に造ったときと同じように、子どもたちと郷土のために、未来のために、立派な学校にする必要があると思っております。統合再編してよかったねと言われる学校にしなければならぬと思っておりますので、その意に即しての今日の質問、それから提言でございました。

以上で私の質問を終わります。答弁、傍聴、ありがとうございました。

○片渕栄二郎議長

これで吉岡議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

10時30分 休憩

10時45分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

暑い方は上着をお取りください。

次の通告者の発言を許します。内野さよ子議員。

○内野さよ子議員

2番目の登板ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今、世界中でウクライナ情勢について大変みんなが本当に胸を痛めているところですけれども、早い終息を願うところであります。このような状況の中で、今私たちが幸せであることを痛切に感じているところです。

では、健康増進と保健事業の効果と検証についてということでお尋ねをしています。

国民健康保険法に基づく保健事業の実施に当たり、平成26年度、保険者は健康・医療情報を活用してP D C Aサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図ることとしています。今議会において第3次総合計画が議会で提案をされて、議決をされています。その計画の3ページには執行管理はP D C Aに沿って取り組みの実施状況と各施策に設定した成果指標の達成度による定期的な評価と改善を行い管理していきますと定めて書いてあります。

ということでこの質問をしているわけですが、この中にはSDG sということも盛り込まれておりまして、その取り組みも含めて今回いろんな角度から質問1、健康増進と保健事業の効果と検証についてということでお尋ねをしています。

まず1点目、町民の健康を守るため健診の受診率の向上と生活習慣病の予防、これは重症化予防等があり医療費の適正化が図られると思うが、特定健診受診率の推移についてどのようになっているかを伺います。よろしくをお願いします。

○江島利高住民課長

資料請求がっておりますので、それに基づいて健診受診者数と受診率について説明をいたします。

まず、資料請求の国保の特定健診受診者と受診率を御覧ください。

国保の受診率は、平成28年度からは受診率40%台で年々伸びてきておりましたが、令和2年度では新型コロナウイルス感染症の流行による受診控えにより35.5%にとどまっております。資料にはありませんが、令和3年度の受診状況は、11月までの受診率が31.66%であり、令和2年度の同期と比較して10%多くなっておりますので、40%は超えるものと思われま。

次に、資料請求の後期高齢者医療の受診者数と受診率を御覧ください。

後期高齢者医療の受診率につきましては、佐賀県全体の令和2年度の受診率は国保同様新型コロナウイルス感染症による影響により減少しています。しかしながら、白石町におきましては31.39%と高い水準となっております。後期高齢者になる以前から被保険者が健診を受診されていたことで後期高齢者となっても引き続き受診されたこと、またコロナ感染が収まった時期に多く医療機関を受診されたものと考えられます。全国で見ても特定健診受診率は令和2年度で33.7%と低迷しており、受診率の向上が望まれているところでございます。

今後も引き続き特定健診の受診勧奨や生活習慣の改善指導等を引き続き実施していくことが重要であり、町民への健康意識の気づきを与え、健診受診と改善指導により医療費抑制につながるものと考えているところでございます。

○内野さよ子議員

今課長のほうから答弁がありましたように、県の平均から見ると随分高くなっているという状況があります。コロナ禍ではありましたが、職員の皆さん等々も随分努力をされているのかなというふうに思っています。これについては、今言われたように40%前後をずっと推移していました。かなり全国的な目標というのは60%を本来定めてありまして、ただ全国的には低い状況にあり、40%未満じゃないかなという

ふうに思っています。

この状況をアップするためにはどうしたらいいかなということで、今も努力をされていますが、福祉課長はその点について何かありましたら。

○矢川靖章保健福祉課長

特定健診の実務のほうは、保健福祉課で行っております。特定健診の受診率向上につきましては、生活習慣病及び重症化の予防を図る上で大切な取り組みというふうに考えております。

今後の受診率への向上の対策としましては、これまでの受診勧奨では、毎回受診されている方も一度も受けたことがない方も一律の内容で行ってまいりました。これからは健診履歴や受診結果などを基に、AI人工知能を活用しまして対象者の健康意識に合ったメッセージ性のある受診勧奨を行っていききたいというふうに思っております。あわせて、会計年度任用職員の雇用で人員増員を令和4年度からする予定としております。その人員の増員で訪問での受診勧奨にも力を入れていききたいというふうに思っております。そして、健診を受けたら何かしら特典があるようなインセンティブ、今現在しろいしMYカードへのポイント付与等を行っておりますけども、今後もさらにインセンティブのほうも検討をしてまいりたいというふうに思っております。

住民の皆様の健康に対する意識改革を図っていきまして、生活の質の向上と健康寿命の延伸を目指して、ひいては医療費の適正化につなげていききたいと思っております。以上です。

○内野さよ子議員

今課長が今後努力をするというようなことの中に、メッセージ性あるいはデータの活用等をしながらやっていかれるということと、それから今後、今年度予算にもついてはありますけれども、保健事業についてこれまでは初回時の面談等から3箇月間の実施等々がされていましてね。これは質問2にもなりますが今言われたので、これが会計年度任用職員の方によるデータ化とかそういう作業をしてくださるということではなかったかなと思います。そういう意味で、今後さらに保健事業の綿密な指導というか、そういうふうなものもできてくるのではないかなと思いました。

もう一つは、いつも受診をするための受診票の入った袋を私たちも頂きます。その袋に、例えば白石町で思うようなキャッチフレーズとかを、今も健診をしましょうとか書いてあります。健診に行こうとか、何か袋にメッセージ性のあるような言葉を入れたらどうかなというのを思っています。今も水色の袋で健診受診票が入っていますと硬い言葉で書いてあったりしますので、そういうことも含めて今後何か皆さんにもさらに健診に行っていただくようなシステムをしていただきたいというふうに思っています。

それから、先ほどの住民課長のほうから言われました国保と後期高齢の受診率の取り方が一つ気になりました。

国保については対象者、そして受診者、受診率と書いてあります。ところが、後期高齢のほうになりますと、対象者、被保険者ですね、それから受診対象者、それから

受診者というふうに書いてありまして、この下のところに生活習慣病等を患っている者で定期的に通院している者と米印で書いてあります。後期高齢については、多分データ化がもう10年になりますから進んでいるのでそういうふうなところもしてあるのか、それとも白石町から各市町村からデータの積み上げはしてあるのかなとも思いますけれども、例えば医院とか病院にかかりつけのところに行かれて必ず血液検査とかをされていてそのデータだと思いますが、こういうようなところもこれから国保も平成30年から広域化になっていますので、そういうふうに通院した見解になれば後期高齢のように受診率の中に通院している者を加えたりとかもできるのではないかなというふうなことを思いました。

私がこのことを思うのは、実は平成27年に呉市のほうへ視察に行かせてもらいました。そのときは住民課長もお見えでしたけれども、ここでは受診率について平成27年に既に、ここに書いてありますが、生活習慣病に関する検査をしている人、レセプトが1枚でもあればこの受診率の中に入れると書いてあります。これは私たちが視察に行った資料ですのもう公になっていると思いますが、それで通常にすると23.0%であるが、そういう血液検査等をしている方を加えると66.1%になるというふうな。私も思うんですね、あと腹囲、腹回りを入れればいいので。例えば医療機関ともう少し綿密になってくればこういうところも健診をしなければいけないと思うようになるのではないかなということ、この視察に行ったときから思いました。視察から帰ってくる時に、やっぱりデータ活用ということをお話して帰ってきました。今白石町でもデータ活用ができてきていますので保健事業の取り組みもだんだん定着するのかなと思いますので、その点を今後課題として取り上げてほしいなというふうに思っています。

それからですけれども、医療費の適正化ということではありますが、これも資料請求をしていましたので、説明も含めてお願いします。

○江島利高住民課長

白石町の令和2年度1人当たりの医療費は44万810円となっております。県全体では45万6,659円でありまして、白石町は県内15位で、県全体より医療費が低いという状況でございます。しかしながら、全国で見ると令和元年度の全国1人当たりの医療費につきましては36万2,755円でありまして、佐賀県は45万9,790円で全国上位3位と高い医療費である状況でございます。

次に、後期高齢者医療費の状況を御覧ください。

後期高齢者医療費の状況では、白石町の令和2年度の1人当たりの医療費は99万9,249円、県全体では106万402円で県内18位であります。国保同様、全国で見ると上位となっております。

以上で説明を終わります。

○内野さよ子議員

すみません。平成30年に国民健康保険が県内一緒になって広域化になっています。そういうデータの中で議員にも説明がありましたけど、今課長が言われたように全国

レベルからすると国保についても後期高齢についても、トップレベルってこういうときに言うのはおかしいですけれども、かなり高い状況に全国ではなっています。それを削減するために広域化にもなった、一つにあると思いますが、こういったことを積み上げてやっていくことが県内の医療費の縮減にもなると思います。

ただ、白石町について国民健康保険はかなりよくて15番目、後期高齢については18番目ということで、その点について私はとても努力をされていると思うんですね。でも、これから次の質問に入りますが、保健事業についてさらに進んでいけば皆さんの意識とかそういうふうなものにも取り組めて、効果ももっと上がるのではないかなというふうに思っています。

というところで次に移りたいと思いますが、昨年3月に実はこの国民健康保険については広域化になってどうなったかとかということで、保健事業のこととか保険者支援制度についても伺っています。ただ、それらのことを踏まえて保健事業のデータベース化というところが、取り組みについてもうちちょっとデータベース化になればいいなというふうなことで今回質問をしていますので、よろしくお願いします。

これまでの実績、特定保健指導等から目標の達成度、データベース活用の結果（腹囲、体重改善、血圧改善、血液の検査の改善）はどのように評価されているのかということで、保健指導のこととかについて伺いたいと思います。資料請求もしていますので、お願いします。

○矢川靖章保健福祉課長

特定保健指導は、特定健診の結果を基に腹囲やBMI、メタボリックシンドロームの判定対象の血圧値、血糖値が高い方、脂質異常の方を基準により選定をしており、加えまして本町では独自に糖尿病の重症化予防として基準値に該当する方も保健指導の対象とさせていただいております。対象者のうち、リスクに応じて動機づけ支援とよりリスクが高い積極的支援の支援レベルに振り分けを行っております。

特定保健指導の実施状況としましては、資料の国保の特定保健指導者数を御覧ください。

平成28年度から5箇年の動機づけ支援、積極的支援の合計の実施率を見ますと、約50%から60%というふうになっております。特定保健指導の国の実施率の目標は60%となっておりまして、本町では令和元年度には達成をできておりますが、令和2年度は新型コロナウイルスの感染症拡大に伴いまして52.8%に減少しているところです。実際の保健指導は、対象者へのアンケート、血圧や体重、筋肉量などの測定を行いまして、個別指導となります。その後は支援レベルに応じて3箇月から6箇月以降に再度面談を行いまして、生活習慣の改善を目指していきます。

御質問の指導後の評価については、マンパワー不足で毎年の対象者への指導までしか手が回っていない状態であります。指導後、2年後、3年度の状況はどうであったかというような個別の評価、そして事業のやり方が効果的であったかというような事業の評価までできていない状況にあります。そこで、先ほども答弁で申しましたが、令和4年度からは特定保健指導のスタッフを増員しまして、保健指導の強化及び評価についても健診率のアップと併せまして実施をしていくこととしております。

以上です。

○内野さよ子議員

これまでマンパワーの指導ということが特にこの指導については効果的な方法だと思えますけれども、今回私が思うのは、多分その後で言われた個別の評価とか、そういう面で定期的な評価ができていればもっと改善に結びつくような人が見られるのかなと思います。

実は、この保健指導のことは去年もお尋ねもしていますが、その後の指導がよく見えませんでした。ただ、今回職員の増員、会計年度任用の増員によって今後そういうところの先まで追いかけてきたりとか、あるいは特定健診で腹囲が今何センチだから2センチ低くなったとか、血圧が150あった方が今年は140だよとか、そういうふうなことも見られるような状況になればいいなと思っていますので、ぜひ続けていただきたいと思っています。

保険者支援制度の交付金に結びつくようなポイントはよかったです。ただ、先ほども言ったようにポイントは結びついているけれども、評価が見えなかったのかなというところで、保険者支援制度イコールそのポイントが効果に結びつくような指導になっていけばいいのかなということを去年感じたところでした。今後は経過後の実績評価等もされていくものと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

3点目に移りますが、これは平成20年度から、先ほどから言っているように後期高齢者が広域化になっています。平成20年度から開始されています。令和2年度から後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業が始められています。白石町については令和3年度から実施されていますけど、この取り組み状況が1年になろうとしています。今どのような状況が見えているのか、課題がどんなのが浮かび上がっているのかをお尋ねします。

○矢川靖章保健福祉課長

本年度より佐賀県後期高齢者医療広域連合から受託を受けまして、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組んでおります。この事業では、74歳で途切れてしまった重症化予防の支援や健診、介護予防など、これまで制度ごとに行っておりました取り組みを連携して一体的に実施していくというもので、高齢者の健康寿命の延伸を目的としております。本町では、健診、医療、介護等のデータ等の分析から健康課題を整理しまして、役場内の関係部署である住民課、長寿社会課と連携、また医師会、歯科医師会、薬剤師会へも協力をお願いして実施をしております。

住民への支援の状況としましては、提出しております資料の高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施状況を御覧ください。

1つ目は、ハイリスクアプローチ、いわゆる健康障がいの方が高い方に行う個人支援です。①高血圧症の重症化予防として基準に該当されました38名の方に対して延べ58回、②糖尿病性腎症の重症化予防として基準に該当された24名の方に対し延べ83回、合計62名の方に対し延べ141回訪問での保健指導を行っております。また、必要があると判断したときは介護予防担当の高齢者係とも連携し、情報共有や同行訪問

を実施しております。

2つ目は、集団に対し健康障がいリスクの低減を働きかけるポピュレーションアプローチです。地域の通いの場である白石町健康体操サロンなどでの講話や相談を実施しております。今年度は保健師講話を19箇所計画しております。そのうち新型コロナウイルス感染拡大の状況もありまして、11箇所、延べ12箇所で実施をしております。このうち5箇所では、栄養講話まで実施をしております。参加者は延べ238名というふうになっております。また、健康状態の把握のためのアンケート調査も行っております。サロンにお集まりの方に協力をいただいていたアンケートというふうになっております。

今後の課題としましては、自己管理意識の向上だと思っております。住民の方からは、病院にかかっているから健診は受けなくていいと思っていたというような多くの声をいただきました。しかし、通院中でも健診や問診を受けることで生活習慣病や加齢による心身が疲れやすく弱った状態、フレイルの重症化リスクの確認になり、予防的な助言を得やすくなります。今後も地域の人々が集まる場などで健診の必要性の周知に力を入れていきたいというふうに思っております。

以上です。

○内野さよ子議員

先ほど国保事業が平成20年度からと申し上げましたけど、国保事業は県内一体化になっていて、県内一円に事業をどうしますかと県のほうから来るので、事業の進み方も早いと思います。去年は10箇所でしたけど、令和3年度は白石町も入ってまして、多分十何箇所になっていると思います。後期高齢のこういった取り組み、何か国保にも学ぶところがあるのかなと思いました。今年度は保健事業を取り入れてあり、システム的にはこんな感じにされるのかなと自分では思っています。

ただ、後期高齢については委託事業で県の後期高齢のほうからお金がきますが、この事業については白石町の国保からですので出どころが違うわけですが、私は国保の事業のこういった取り組みについてはどんどん進めていただいて、お一人でも健康に過ごしていただくように、この重症化予防、糖尿病の腎症とありますけど、ヘモグロビンA1c7.0以上でとか、こういう方のことをきちっと取り組みでデータ的に結果を見ていくということが大切なのかなと思っております。そういったところを感じたところでした。

国保の保健事業の特定保健指導につきましては、先ほども言いましたが、後期高齢の保健事業と介護の一体化事業のデータベースの活用が両方、保健事業も国保も両方もこういった事業が定着をすれば医療費の削減にも結びついてくるのではないかなと思いますので、事業の推進について私はとても期待をしています。

この項目については、今現在予算化もしてありまして、随分この一般質問をする前とは状況が変わって今回は頑張っていただけですので、ぜひ進めていただきたいと思っております。

この項目については以上で終わります。

その次に、持続的なまちづくりについてお尋ねをしています。

町内には8つの小学校があり、その小学校を中心にコミュニティ・スクール等が実施をされていることが地域づくりにも寄与されているのかなと思っています。先ほど吉岡議員も言われたように、これまでの歴史的な愛着のある各学校が悲しいかな思います。学校というのは今でも、シンボリック的存在としてずっと私たちの心には残っていくと思います。しかし、社会的な現象あるいは出生率等々を考えると、学校の統合再編の決断をみんなでしたところでした。令和6年度には中学校が統合をされ、令和8年度、10年度には小学校の統合再編が実は計画をされています。統合再編後の地域づくりは、私はとても重要だと思っています。このような中で、去年の12月には白石町町民協働によるまちづくりに関する提言書が提出をされています。各地域づくりにおける町の在り方について提言をされているところです。

まず、1点目にお伺いします。

学校以外の公共施設の再編計画については、令和4年度を目標として作業が進められていると思いますが、学校の跡地の問題なども含めた計画づくりが重要となるのではないかとということで質問をしています。どのように進めていかれるのか、伺います。お願いします。

○坂本博樹企画財政課長

学校施設以外の公共施設等の再編計画につきましては、令和4年度末の策定を目標に現在準備作業を進めているところでございます。目標を令和4年度末といたしました理由といたしましては、現在多くの公共施設の老朽化がかなり進んでいる状況の中でございまして、各施設の将来的な在り方が決定していない状況では、例えば改修費、や修繕費、こういったものも投入の仕方に計画性が持てていない状況にあるというふうに認識をいたしております。また、各公共施設の利用状況につきましては、人口減少の影響等から利用率も下がっている状況であるというふうに考えております。人口規模に対しまして適切な施設量とすることで行政サービスを将来にわたり持続的に提供することが可能となりますので、このようなことからなるべく早急にという考えで令和4年度末を目標といたしております。

議員が懸念されるとおり、学校施設以外の公共施設の再編を考える際には、先ほどありましたように学校の跡地の利活用をできるだけ考慮した内容としなければならないとは考えております。ただ、学校統合再編の進捗状況によってはある程度の年月を要することになるかと思っているところでございます。学校統合再編後の閉校した学校施設をどうするのか、また解体した場合には跡地をどのようにまちづくりに生かしていくかなどが非常に重要なことであるというふうに認識をいたしております。

しかしながら、学校施設以外の公共施設も再編は待たなしのような状況であるというふうに認識をいたしております。老朽化が進んだ建築物を将来的にどのような方針で管理をしていくかを明確にすることを目的に策定を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○内野さよ子議員

町内の公共施設については、学校とほかの公共施設を別々に今答弁もしていただきましたんですが、別々に解決できるものではないと思っています。しかし、このような状況で学校の施設の問題とかいろいろな状況と重なっていますので、そこは厳しいかななどはと思っています。しかし、いろいろなことを考えながら進めていくことがとても重要だと思いますので、今回の質問をしているところです。

平成29年度に策定をされた国土利用計画がありました。それは、ページ数の1ページ、A4サイズぐらいのところにゾーンというのがあり、六角については高校も2つありますし、文化、教養の町ではないだろうか、そういったゾーンであるとか、あるいは須古については歴史、文化があるし、文化のゾーン、福富は交流の場ゾーン、そういうようなことは念頭に思っているしやるとは思いますが、そういうふうなことも含めて考えていく必要があると思いますので、その点についてはいかがでしょうか。

○坂本博樹企画財政課長

議員がおっしゃるように、本町における公共施設の再編につきましては、学校、そして公共施設というのは密接な関係があると思っています。また、学校統合再編、あるいは学校施設以外の公共施設の再編、それと学校跡地の利活用の検討、この3つはまちづくりを考える上でも密接に関わってくるものというふうに考えております。

そのような中でございますけれども、先ほど答弁いたしましたけれども、老朽化が進んだ建築物を将来的にどのような方針で管理していくかを明確にすることを目的とした再編計画は急ぐ必要があるというふうに考えておりました。それぞれ3つの検討内容についてはそれぞれが違うスケジュールで進むことになろうかと思いますが、お互いに整合性の取れるよう、また先ほど議員が言われました本町の国土利用計画、そういった大局的な視点を加えながら総合的に推進していく必要があると、推進していくことが重要であるというふうに考えております。

以上です。

○内野さよ子議員

課長が今言われたように、学校の統合再編と学校以外の統合再編とその学校の跡地の問題とかは、私もしっかりこれは切り離せない重要なポイントだと思うんですね。そういったことも含めて、先ほどから学校のことも話題に載っていますが、学校が私たちにとっていろいろと活用されている部分というのはとても大きいと思うんです。どのようなことに活用されているかということも、今後の計画の中には念頭に入れておかないと行けないと思っています。そういった意味で、今学校が私たちの周りでのようなことに活用をされているのかという点についてお尋ねをしたいと思います。

○坂本博樹企画財政課長

小・中学校の学校教育以外の用途ということでは、災害時の避難所、選挙の際の投票所、それとここ何年かはコロナの影響で開催をされておられませんけども、町民運動

会の会場、そういったところに利用をされているなど、地域の住民の方が生活していく上では大変重要な役割を果たしているものというふうに認識をいたしております。
以上です。

○内野さよ子議員

今課長も言われたように防災のこととか選挙時とか、あるいは学校外の区民の方たちにとっては運動会、だけではなく身近にはグラウンドゴルフをしたりとかソフトボールをしたり、時々学校に行くと子どもたちが休みの日には遊んだりしています。そういった学校というのは、いろんなところで使われているわけです。

2点目に考えないといけないことは、地域の課題や町全体の発展のために学校が今後活用されるとしたらどのようなことに活用されるかなということで、2点目に伺います。

○坂本博樹企画財政課長

学校跡地の利活用としては、様々な方法が考えられようかと思っております。例としましては、地域づくりの観点からは地域づくりの拠点、あるいは地域の交流の場としての利用、またNPO等の利活用、そういったものが考えられようかと思えます。また、人口減少対策や産業活性化の観点からは、住宅の分譲地あるいは企業誘致の候補地、公園などの集客施設等、そういったものも考えられようかと思っているところでございます。

以上です。

○内野さよ子議員

学校施設というのがとても私たちの周りでは活用をされているということに今改めて気づかされる場所ですけれども、学校の今後の統合再編については学校教育課でいろいろされていると思います。跡地問題等も含めて切り離せない問題ではありますけれども、先ほどから3つのことについては切り離しては考えられないということですが、現実、跡地利用については検討委員会等がされているのかどうか伺います。

○百武和義副町長

私は跡地利用検討会のほうに入っておりますので、私のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

現在役場内部では調査研究段階ではございますが、関係各課が入っての跡地利用の検討会を本年度から行ってございまして、今後小学校の統合再編の進捗を見ながら具体的な検討に入る予定となっております。

学校跡地や施設に関しましては、地域の皆様に密接に関わってくる問題でございますので、地域の実情に合わせて町民の皆様の御意見も拝聴しながら進めていく予定でございますので、地元の意見を聴取する場を設けることも今後あるかというふうに思われます。

また、今後は町内の全体的な構想も含めて検討を行わなければならないことになる

というふうに思いますので、庁舎内部での検討会に加えまして様々な検討方法を模索していくこととなりますが、いずれにいたしましても跡地の利用が最善の効果を得られるよう努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○内野さよ子議員

副町長がまとめていただきましたけれども、白石町の場合、学校のこと、それから他の公共施設のこと、それから跡地の問題のこと、一堂に会して本当は進めていくのが本当はそういうふうにしたほうがいいとは思いますが、白石町の場合は公共施設管理計画を考えたときに、学校以外の施設のこと、あるいは学校の計画とのずれは避けては通れないのかなと感じています。そういったことから考えて、庁舎内の検討委員会も本年からされているので、十分なすり合わせをしていただき、最後に副町長が最善の効果が得られるようにという答弁をくださいましたので、一丸となって努めていただきたいと思いました。

町長一言、最善の効果をと言われましたけど、町長もいかがでしょうか。

○田島健一町長

跡地利用のこと、私は白石町内にも公共施設、また今後発生するであろう小・中学校の跡地の問題についても、これは役場だけじゃなくて、地域の皆さん、町民の皆さんの意見を拝聴しながらしっかりとやっていかなければならないというふうに思っております。

本町におきましては、白石町の協働によります地域づくり検討委員会を設置しまして、人口減少、少子・高齢化が進む中で共助に根差した地域活性化を図るために、おおむね小学校区を単位とする地域住民全員が参加して、行政と協働して連携する地域づくり協議会の設置を目指し、検討を行ってきております。

この検討会では4年間という長い間、この間につきましてはモデル地区として須古地区や六角地区において協議会設立のための取り組みが進められる中、その活動状況も踏まえながら協議を行っていただき、白石町町民協働によるまちづくりに関する提言書を取りまとめていただいたところでございます。

御質問の活動拠点でございますが、この提言書にもありますように、まずは小学校が所在する公民館やほかの公共施設などの活用を検討することになるだろうと思っております。この検討をしていく中で、地域づくり協議会やその設立準備委員会といった地域の皆様の意見を伺いながらその地域に最もふさわしい活動拠点を決めていくことができると考えておりますし、町といたしましても可能な限りお手伝いをしていこうというふうに考えております。いずれにせよ、跡地利用、すなわちこれについては地元の人最優先という形でやっていかなければいけないというふうに思っております。

以上でございます。

○内野さよ子議員

学校のこと等々を含めて地域づくりの拠点についても答弁をくださいましたけれども、そのように私も思いますし、ぜひ進めていただきたいと思いますところではあります。

この問題につきましては、第3次の総合計画が今議会で提案をされて、37の施策のうち、参加と協働の促進というのが6つの重点施策の一つになっています。地域づくりについてはこのような状況の中ですけれど、まちづくりに関して活動拠点、私本当はこういう地域づくりが始まる前に検討委員会で他の市へ視察に行かせてもらったり、須古の中でも佐賀のほうへ行かせていただきました。

実は、佐賀市と比べますと規模の違い、圧倒的に人口も違うので、佐賀市等については各地域づくりの校区の中に公民館が必ずあり、効果的に地域づくりを進めてあります。でも、白石町の場合は規模的にも小さい校区ですので、その点は難しいと思っています。

活動拠点については、町も当然考えていただいているところではありますけれども、自分たちの町に合った拠点のことを考えながらしていく必要もあるのかなと思いますので、例えば空き家であったり、古民家というとてもすてきな言葉ですけど、空き家の活用も必要なのかなと思っています。この空き家等、もし実現するとしたら費用が、家賃といたしますか、そういうふうなことも含まれてくるのかなと思いますので、その点も含めて何か答弁がありましたらお願いします。

○山口裕一総合戦略課長

現在、須古地区につきましても、設立に向けたお話し合いの中で先ほど議員がおっしゃられるようななどのような場、拠点があればいいのかなというようなことも話し合われておりましたし、様々な意見が出されておりました。拠点の話も実際たくさんございました。拠点に行けば住民同士の交流ができる、相談ができる、そういった住民の皆様が気軽に立ち寄りやすい場所を求める意見というのが非常に多かったところがございます。

町といたしましても、小学校区域を単位としました組織などが非常に昨今少なくなっていく状況の中で、地域づくり協議会の地域で果たす役割というのも今後ますます大きくなっていくものと予想しているところがございます。そのための活動拠点は当然必要だと考えております。個別ケースにつきましてはそれぞれの地域の皆さんと協議して検討してまいりたいと思っておりますけれども、議員おっしゃいます活動拠点としての空き家の活用につきましては、提言書にあります多様な施設の活用を検討し、その地域に最もふさわしい拠点を決めると。そういった観点から申しましても、選択肢の一つになるのではないかと考えておるところでございます。しかしながら、その場合におきまして、他団体への補助金等の、これは公平性というところもございまして、用途を特別に指定していない活動交付金ですとか協議会の自主財源の中で対応をお願いできればと思っておりますところがございます。

先ほどの町長の答弁にもございましたけれども、町といたしましては、まずは小学校が所在する公民館ですとかほかの公共施設などの活用、先ほどの公民館というのは町の公民館でございますけれども、町の公民館ですとかほかの公共施設などの活用を地

域の皆さんと検討したいと思っておりますし、その地域に最もふさわしい、利用しやすい活動拠点となりますように、可能な限りお手伝いも当然していこうと考えておるところでございます。

以上でございます。

○内野さよ子議員

課長もちょっと言われましたけど、今協議会の運営等について、やっぱり拠点ということをとて私は思っています。これからこの校区も始まっていきますので、そういうのは必要だろうと思っています。先ほどちょっと触れられましたけども、人が集まるとか、みんなで話し合うとか、誰かが相談したいときに行けるとかを考えると、とても重要じゃないかなと思います。そういったことに結びつけば地域の中でも、学校がもしなくなったらって思うときにそういうのが拠点になるのじゃないかなと思って質問をしているところでもあります。

その次ですが、自主財源については町からの補助金等だけでは賄い切れないと思いますので、自主財源のことも今後必要になってくるのかなと思います。そういったことで大変重要だと思いますので、そのことにもちょっと触れていただきたいと思いますが、何かありましたら。

○山口裕一総合戦略課長

現在でございますけれども、モデル地区として地域づくり協議会を設置いただく地区につきましては、人口割、これは1人当たり100円と世帯割でございます。1世帯当たり100円で算定した金額に初年度のみ交付するモデル地区加算額、これを加えまして活動交付金を交付しております。

この交付金につきましては、提言書にあります活動に対する一定の補助金による財政支援として適当かどうかの検証も必要だと思いますし、同様に一括交付金、こういったところの仕組みにつきましては既存の地域での行政補助金等の兼ね合いもございましてけれども、本町が将来的に目指す形としてどのような仕組みが一番地域としてメリットとなるのかと。またそのほか、先ほど内野議員のほうからございましたけれども、自主財源を確保いただく取り組みなどについても併せて研究するという必要があるのかなと考えております。

詳細な内容につきましてはこれから検討していくこととなりますけれども、町といたしましては地域づくり協議会の町全域での設置というのを目指しておりますので、地域で設置に向けた検討をしていただけるような、この後押しとなるような補助金の制度をぜひ創設できればと考えておるところでございます。

以上でございます。

○内野さよ子議員

答弁では財源のきちとした決まり事とかまだ明確ではないと、拠点についてもまだちょっと進んでいるところであるというようなことで、私が期待するような答弁ではないんですけど、それは仕方がないかも分かりませんが、現状で進みながらだん

だん解決することだと思えます。誰かが、本当にあればそれに向かって行きますが、ないとまたそれに向かって行く。人間ですので、そういうことを思うしかありません。

ただ、最後に補助金のことを言われました。今後補助金のことについて何かどうにかしていきたい、創設をしたいということと言われました。

このことですが、実はこれは視察研修のことを何回も言いますが、平成27年に春日市にコミュニティ・スクールの視察に行かせてもらいました。そのコミュニティ・スクールの視察のときに、それから地域というのがまさに、一体化していました。視察の終了後にこのお金はどのようにして運用されているんですかと聞いたところ、まちづくり交付金と言われました。コミュニティ・スクールも一緒になったまちづくり交付金ということでありました。

それで、まちづくり交付金というのを調べたところ、実は春日市地区街づくり条例というのが定めてありました。多分10年くらい前、平成19年ぐらいに制定をされていまして、二、三日前に改正となっていて、まちづくりとコミュニティ・スクールがどんどん進んでいる状況でした。

このように、春日市ではまちづくり条例が定めてあったので、今補助金制度と言われましたので、まちとのこういったやり取りの関係性とかあるいはお金が絡んできたりすると、どうしても条例のような規則が必要になってくるのかなと思っています。

実は、今度予算の中に協議会の検討会というようなものが立ち上げてありましたが、まちづくり条例のようなものに関するものとして上げてあるのかどうか。少し説明をお願いします。

○山口裕一総合戦略課長

議員おっしゃいますまちづくり協議会条例なるものということでございますけれども、振り返ってみますと、昨年12月に最終的に町民協働によるまちづくりに関する提言書を提出いただいて、白石町協働による地域づくり検討会というのはもう終了させていただいたところでございますけれども、来年度は予算計上しておりましたように、議員おっしゃいますように、協働による地域づくりを行うための検討を行う場としまして、これは専門的見地からも御意見をいただけるような形でということ考えておりますけれども、仮称ではございますけれども、町民協働検討会を開催する予定でございます。

本議会のほうでも議決いただいておりますけれども、第3次白石町総合計画の第6章の部分は「参加と協働で築く町民主体のまち」でございます。住民の皆様の声を行政に反映できるような、こういった仕組みづくりを構築していくということは非常に必要なことございまして、その根幹をなすであろうまちづくり協議会条例というのも、これは必要になるのではないかなと。財政的な、また根拠という意味でもこれは必要になるのではないかなと考えております。それで、これも仮称ではございますけれども、町民協働検討会の中でも、まずメインとなる議題はまちづくりの根拠となります条例に関するような協議となる予定でございます。

よろしゅうございますか。

○内野さよ子議員

今議会に36万6,400円という、その運営をしていかれる検討会ということで、改めてこれはよかったと思ったところでした。

校区には具体的な公民館ありません。各地域の公民館はありますが、今後学校の跡地の問題なども含めていろんな活用の仕方があると思います。コロナ禍で、一年一年状況が変わっている中で跡地の問題の考え方も変わっていくかもしれません。白石町に合った地域づくりを目指すことが必要かなと思っています。

でも、そういうふうに課長が答弁をくださったんですが、地元ではどうですかと言うと、皆さん役場の中ではそうだ、そうだと思っていらっしゃるかも分かりませんが、久原課長も今回退職をされますが、地域の中に帰ったらそういった地域づくりのようなことの中でぜひしていただきたいなと思います。一つ一つの校区がまとまっていくことですてきなまちづくりができるのではないかなと思いますので、みんなで頑張っていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

これで一般質問は終わりたいと思います。

○片渕栄二郎議長

これで内野議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

11時44分 休憩

13時15分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

暑い方は上着をお取りください。

次の通告者の発言を許します。井崎好信議員。

○井崎好信議員

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

昼食の後の非常に眠気の差す時間帯でございます。よろしくお願いをいたします。

私のほうからは、今回大項目1項目につきまして一般質問をさせていただきます。農業、水産業が持続可能な産業であるためにというふうなことでお伺いをしてまいりたいと思います。

農業、水産業を取り巻く環境が非常に今厳しくなってきているところかと思えます。危機に瀕していると言っても過言じゃなかろうかなというふうな思いで、こういった題目を掲げたところでございます。

まず、農業問題でございますが、令和3年度、2021年度の稲作の作況、作柄につきましては、昨年9月の時点では水害等もございまして、日照不足等もあり作況指数は97だったかと思いますが、その後の天候に恵まれ、作況指数3ポイント上昇し100というふうなことで、平年作というふうなことも見込まれた中での収穫だったわけでございます。収量もまずまずだったかと思えます。

しかしながら、米の価格、米価におきましては、昨年に引き続きまして下落をして

いるところかと思えます。第1点目でございますけれども、この下落によりまして今農家は経営環境が非常に厳しくなっておるところかと思えます。そういったことで、この価格下落の原因をどのように分析をされておるのか、そのへんをまずお伺いをしたいというふうに思えます。

○木須英喜農業振興課長

議員おっしゃられますとおり、令和3年産の米価につきましては下落をしていると認識をしているところでございます。一昨年、おとし示されました令和3年産米の米の生産の目安では、新型コロナウイルス禍による需要減とそれに伴います民間在庫の増大等から米の需給緩和が避けられない状況にあったことから、全国で過去最大規模の24万トン、面積換算で6.7万ヘクタールの多大なる減産が必要との見通しがなされました。これを受けまして、全国的には飼料用米等への転換が進みまして、積極的な減産についてほぼ達成が見込まれたところでございます。

しかしながら、人口減などによります消費の減少、それから新型コロナ禍による業務需要の低迷等で国の見通しを超えて需要が減ったということから、結果的に民間在庫量が適正水準を大きく超過する事態となりまして、余剰感から概算金を慎重に設定したことが価格下落の原因ではないかと認識をしております。

以上です。

○井崎好信議員

人口減少などによる消費の減少に加えて、新型コロナウイルス禍によりまして外食産業等の需要が大きく落ち込んで、そしてまた民間在庫が増えてきたというようなことであると思えます。そういったことによって需要と供給のバランスが崩れて、こういった下落になったというふうなことだったかと思えます。

私は、今回米の概算金及び生産状況というふうなことで持込み資料その2ということで資料を出させていただいております。60キロ当たりの1等基準というふうなことでございます。品種と各1年、2年、3年というふうなことで資料が掲げてあります。

まず、七夕こしひかりですけれども、今回概算金1万4,000円というふうなことです。これは、令和元年から比べましても、そこにメモをちよっとしておりますが、19%の下落ですね。そしてまた、令和2年度からすれば12%の下落。夢しずくにおきましては1万8,800円というふうなことから、令和1年度に比べても21%減、令和2年度に比べましても14%減。ひのひかりにおきましては、これが一番最低でございますけれども、9,500円と1万円を切ったわけでございます。令和元年から比べましても30%の減、令和2年度に比べましても13%減。さがびよりにおきましては1万1,000円ということで、令和1年度から比べますと22%の減、令和2年度から比べますと16%減というふうになっておるかというふうに思えます。非常に下落が大きくなってきているわけでございます。

ここに資料としての載せておりますけれども、これは平成30年度との所得比較というふうなことで、これは10アール当たりでございますが、この資料は農業改良普及センターで試算をされた、令和元年の普及センターのほうの資料でございます。30年は

さがびよりが1万5,000円、そしてひのひかりは1万3,500円という価格でございました。8俵480キロとれて、さがびよりで12万円ですか、1万5,000円掛ける8俵ですから12万円ですね。ひのひかりでは10万8,000円というふうになるかと思えます。

ここに生産費の試算を出されておりますけれども、さがびよりもひのひかりも8万8,000円というような試算でございます。生産費の積算は種子代なり肥料、農薬、農機の減価償却費なり、あるいは燃料代とか土地改良費、水利費、共乾利用料、固定資産税、自家農地費は含まれておりません。また、小作料も含まれていないわけでございます。そういった試算の中で、令和元年は、さがびよりは3万7,000円の所得、12万円の粗収入の中で生産費を引きますと3万7,000円の所得になるわけですね。ひのひかりでは2万5,000円の所得というふうなことでございます。

今回さがびよりが1万1,000円というふうなことで、これにあわせると、生産費はそのままにしましても10アール当たりプラスの3,000円です。さがびよりでプラス3,000円しか所得にならないということだと思います。一方、ひのひかりにおきましては9,500円というようなことからマイナスの9,000円と、赤字だというふうなことでございます。さがびよりが今年もひのひかりよりも1万1,000円高い単価になったというようなことから、いろいろ生産農家の感情からは、ひのひかりよりもさがびよりのほうを作ったほうがましばいというような声も聞くわけでございます。

そこで、2点目に令和4年度の生産比率といいますか、生産計画がどのようになっているのか、そのへんが分かれば御答弁をお願いしたいと思います。

○木須英喜農業振興課長

令和4年産の米の品種別の作付計画という御質問でございますが、これにつきましては2月25日現在JAのほうを取りまとめていらっしゃいましたので、その計画面積を申し上げます。

まず、夢しずくでございます。夢しずくが3年産824.9ヘクタールから4年産769.1ヘクタールとなりまして、55.8ヘクタールの減。それから、ひのひかりが1,102.1ヘクタールから828.5ヘクタールとなり、273.6ヘクタールの減。さがびより、こちらが587.8ヘクタールから773.3ヘクタールとなりまして、さがびよりににつきましては185.5ヘクタールの増。ヒヨクモチが316.2ヘクタールから313.8ヘクタールとなりまして、2.4ヘクタールの減。コシヒカリが185.7から152.9となりまして、32.8ヘクタールの減。その他につきましては、若干ですが、31.9ヘクタールの増ということになっております。

このことを見ましても、4年産の作付面積におきましてかなり推測されますことは、夢しずく、ひのひかり、さがびよりの比率がほぼ同じというふうな結果になっております。ひのひかりの作付が比較的収益性の高い品種でありますさがびよりのほうへ移行しているものと考えております。

以上です。

○井崎好信議員

答弁にもございましたように、元来ひのひかりが主力の品種だったわけございま

すが、今回の下落幅によりまして、さがびよりにシフトされてきたとうかがえると思います。また、さがびよりは、今年の食味ランキングでも連続9年特Aとランクされたことも一つの要因じゃなかろうかというふうに思います。本当に農家感情、稲作農家とすれば、幾らかでも少し所得を増やしたいということの表れじゃなかろうかなというふうに思います。

2点目に、米価の下落等で販売収入が減った場合に収入減少緩和対策、いわゆるナラシ対策というのがあるわけでございます。今回のこういった下落で補填の対象になるのか、そのへんをお伺いいたします。

○木須英喜農業振興課長

御質問のナラシ対策について、まず制度の内容を簡単に御説明させていただきます。

この制度は、米、畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するために設計されている農家抛出と国の負担によるセーフティーネットの制度でございます。議員お尋ねの米だけではなく、麦、大豆等を含めた経営全体の収入減少をプール計算しまして補填をする制度ということになります。仕組みといたしましては、農業者の米、麦、大豆の当年産の販売収入の合計が過去の平均収入を下回った場合に、その差額の9割を補填するということになります。

米価下落によりまして収入減少がこのナラシ対策の補填対象となるのかという御質問でございました。先ほど申し上げましたとおり、制度の仕組みが米、麦、大豆における当年産の出荷販売実績を算出する必要があることと、米に麦、大豆を加えた当年産収入額を算出する必要があることから、現段階では補填の対象になるという確定はできないということになります。

以上でございます。

○井崎好信議員

答弁によりまして、米、麦、大豆を加えた当年産収入減を算出する必要があるというようなことから、現段階では補填の対象になるとの確定はできないというふうなことだったろうかと思えます。いずれこういった確定をすれば、若干の補填もあるかというふうな認識をしております。

3点目でございますけれども、令和3年の6月議会の補正予算で農家への収入保険制度への加入促進を目的に保険料の一部を助成していただきましたけれども、加入状況はどうなっているのか、そのへんをお伺いいたします。

○木須英喜農業振興課長

この収入保険制度についても、まず制度内容を説明させていただきます。

この制度は、全ての農産物を対象に自然災害等による収入減少や今回のような価格低下、こういったものをはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補填する目的で、令和元年度からスタートしております。制度の仕組みといたしましては、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に下回った額の9割を上限に補填する制度というふうになっております。これにつきましては、補

填額の財源でございます。掛け捨てとなる保険方式の保険料の部分に50%、掛け捨てとはならない積立方式の積立金には75%の国の補助がなされております。なお、積立金は補填に使われない限り、翌年度へ繰り越すということになります。

御質問にありました収入保険制度への加入状況でございますが、事業を行っております佐賀県農業共済組合の杵島支所のほうに問合せをしましたところ、令和4年産の加入は154戸の加入がなされたとのことで、令和3年産のときの75戸の加入戸数からしますと、79戸増となっております。約2倍の増加となっているところでございます。こちらの加入者の増につきましては、昨年6月補正により計上させていただきました農業収入保険加入促進事業の効果が大きく出ているものというふうに認識をいたしております。

以上です。

○井崎好信議員

答弁によりますと倍ということで、154戸の加入がなされたというようなことで、これは法人経営体も含めてでしょうけれども、こういった昨年度6月に補正をした、保険料の助成をした効果が大きく出てきたということで、喜ばしいところだろうというふうに思います。今後もまたこういった推進に向けて頑張っていただきたいというふうに思います。

4点目に入ります。

米価の下落につきましては、先ほど課長の答弁もありましたようにコロナ禍によりまして消費が落ち込んだというふうなことで、過剰在庫になって需給のバランスが崩れての下落というふうなことだろうというふうに、起因しているというふうに思います。

米価はもとより生産資材の高騰等で採算に合わなくても、農家は米を作らなければならない状況であるかというふうに思います。本町として稲作農家への支援をどのように考えていらっしゃるのか、そのへんをお伺いいたします。

○木須英喜農業振興課長

今まで申してまいりました米価下落の影響を受ける稲作農家への支援策ということでございますが、先ほどから質問がっておりますとおり、国によりましてナラシ対策、これと収入保険制度が実施をされておりました、農家の皆様にはこの制度を有効に活用いただきたいと考えるところでございます。稲作にかかわらず、野菜等につきましては野菜価格安定対策制度が実施をされているところでございます。農業分野においては、このような価格下落に対するセーフティーネット、この制度の活用が持続可能な産業としてなり得る有効な手段ではないかというふうに考えております。

町といたしましては、こういった制度への加入促進をぜひ図っていきながら、制度設計では補填できない状況になった場合には町独自の支援策を検討する必要があるというふうに考えております。

○井崎好信議員

収入減少影響緩和対策、ナラシ対策なり、あるいは収入保険等での補填も考えられるわけでございます。しかし、それも加入しとらんぎ、そういう補填もないわけでございます。また、ナラシもそういう関連性がなからんとないわけでございます。そしてまた、100%の補償、補填もないところかというふうに思います。いろんなそういった状況の中で、支援も検討をしていくと、いかなければならないというふうな御答弁もあったかと思えます。本当に稲作農家は悲痛な思いをされているかと思えます。

ここで、私、一つの案でございますけれども、提案といいますか提言、支援の内容についてですけれども、本来昨年の令和3年の稲作農家なりにそういう落ち込みの支援をするのが本当だろうと思えますけれども、私は今年度令和4年度の次期作に対しまして、稲作の種子代、あるいは転作大豆でございます大豆の種子代相当額を農家のほうに支援をいただけたらありがたいなという思いで提案、提言をいたしますけれども、そのへんは田島町長、非常にこういった農家の打撃が下落で大きい中でそのへんを少しでも考えていただきたいという思いでございますけどそのへん、町長の考え方をお聞かせいただけたらと思えます。

○田島健一町長

今議員から稲作農家への支援ということでございましたけれども、先ほど来、担当課長が答弁をさせていただいたとおりでございます。米価下落につきましては本町の基幹産業である農家の基本となるものでございまして、農家経営の影響は大きいものというふうに考えております。

本町独自の稲作に対する支援策についてでございますけれども、これについては農家の生産意欲を衰退することなく、今後も農業をやりたいと、農業ばやらんばいかんと思っております。よろしくお願いいたします。先ほど議員も申されたように昨年の結果は結果として、今年の令和4年産をどうしていくかということについては今後検討をさせていただきたいというふうに思います。

○井崎好信議員

町長のほうから、今回4年産についての次期作というようなことから農家が元気出るような、何かそういう支援の方法を考えていただくというような前向きな答弁をいただいたところで、本当にありがとうございます。

ここで突然ですが、企画財政課長にお伺いしますけれども、私が先ほど申しました農業への支援、種子代とかそういったことにコロナ対策臨時交付金、今コロナ禍でまだまだ終息が見えない中、コロナ臨時交付金が令和4年度も交付金として来るのか、そしてまたこういった農業支援について算定されるのか、そのへんをお伺いしたいと思います。

○坂本博樹企画財政課長

新型コロナウイルスに伴う臨時交付金のお話だと思います。

この臨時交付金につきましては、現在国のほうからは交付金の上限額について示さ

れております。この交付金活用については、ウイズコロナあるいはアフターコロナ、そういったものを見据えたところで現在職員のほうからいろいろなアイデアを募集しているところがございます。このコロナ交付金の事業につきましては、今後補正予算という形で計上をさせていただき、議会のほうに提案をさせていただきたいと思っております。

先ほど議員が言われますように種子代等々の支援についてもコロナ交付金が活用できないかというようなお話だと思えますけれども、先ほど言いましたように現在交付金の活用について白石町にとってどういった事業が有効なのか、そういった検討をしているという状況でございます。

以上です。

○井崎好信議員

現在もコロナ対策交付金の活用をどういった事業に施策として使っていくのか検討をしていくようにしているというふうなことでございますので、ぜひとも農家支援に対しまして稲作農家が元気出るような形で支援をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

5点目ですけれども、農水省は22年産米の主食用米の事業に見合った適正生産量を675万トンと設定して、21年産米の実績からすると3%の減産を求めているようでありまして、本町の転作率はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○木須英喜農業振興課長

お答えいたします。

先ほどの質問の際に答弁をさせていただきましたが、令和3年産の食用米におきましては、全国で過去最大規模の約24万トンの減産が必要との見通しが示されまして、全国的な取り組みがなされた結果、ほぼ達成が見込まれたところですが、全国における米の作況が101ということになったことから、3年から4年にかけての供給量が増加いたしまして、加えて人口減少やコロナ等による需要減少も重なり4年産の食用米の生産も約18万トンの減作が必要ということで、議員おっしゃられたように見通しが示されたところがございます。

それに対する白石町の現状でございますが、これを受けまして、令和4年産米における佐賀県の生産の目安が算定をされております。今年度はこれに各地域での水稲作付希望面積の意向を反映させた結果、最終的に白石町に対しましては生産量としまして1万6,651.8トン、前年対比マイナスの1.2トンです。面積換算値3,190ヘクタール、これは前年対比マイナス5ヘクタールということになっております。ほぼ昨年と同じということで理解していただいて結構です。これを白石町の水田面積から転作率を算定いたしますと38.61%となりまして、1月に開催しました町の農業再生協議会の臨時総会、こちらにおいて承認をいただきまして、令和4年産の米の生産に取り組むところでございます。

以上でございます。

○井崎好信議員

転作率としましてはほぼ昨年並み、38.61%というふうなことだったかと思えます。全国的には3%の減産というふうなことを農水省は打ち出しとったわけですがけれども、せんだって農業新聞を見ておりますと、22の道府県が減産をしたと。25府県が前年並みというふうなことだったかというように思います。佐賀県も前年並みというふうなことで県の再生協議会から決定されまして、本町も大体昨年並みというふうなことだろうと思えます。

減産するところ、東北、北海道は、大豆に主食用米から転換をされているわけですね。私も令和2年の9月議会で質問した折に、今の3年のブロックローテーションを2年にしたらどうかと、米を作るよりも大豆を作ったほうが所得はあるというふうな試算を出してやりました。今年の米価を見ましても、マイナスですよ、さがびよりでプラス6,000円というふうなことで。そういったところに私は少しなりとも、平年じゃなくて、農家のためにはある程度大豆の転作を増やす、そういった深掘りも私は今後考えていかなければならないというような気持ちでおります。

ちょっと時間の関係上、私の気持ちをお伝えしながら、またこの点につきましては次回の一般質問でも取り上げたいというふうに思います。

6点目ですけれども、申し訳ありません、答弁を考えていらっしゃったところかというふうに思いますけれども、時間の関係上、議長、6点目につきましては割愛させていただいてよろしいでしょうか。

それでは、7点目に入りたいというふうに思います。

農業従事者の減少や高齢化が進む中で、離農者の増加とともに地域で受け手となる担い手不足が懸念されるところでございます。将来を見据えた施策をどのように考えるのか、お尋ねをいたします。資料請求もしておりましたので、説明と併せてお願いしたいと思います。

○木須英喜農業振興課長

資料要求がございましたので、まずそちらのほうの説明を簡単にさせていただきます。

資料のほうを御覧ください。1の7の資料です。

農業従事者の年代別人口ということで、ここにつきましては農林業センサスのほうから抜粋をいたしております。5歳刻みで2020年と2015年のセンサスを比べております。この表を見ていただきますと分かるかと思えますが、明らかに若年層の減少、それからセンサスのときは次第に5年ずつ年をとっていかれますので、これを見ますと高齢化の進展が非常に進んできているなというふうに考えております。これにつきましては、センサスが個人経営体のみということでございますので直接的な比較はできないかもしれませんが、参考としてここは大局的に見ていただければというふうに思います。

それでは、答弁のほうに参ります。

農業にかかわらず、従事者の高齢化については大きな課題の一つと認識をいたしております。特に農業におきましては、高齢化による離農も今後拡大するおそれがあり

ます。農業が魅力ある産業として若い世代にも認識できるような環境づくりが必要となっており、しかしながら、近年の農業を取り巻く情勢は高齢化による農業従事者数の減少だけでなく、生産価格の低迷、それから生産資材価格の高騰など厳しさを増している状況でございます。地域農業の発展を図っていくためには、担い手の経営発展に係る機械施設等の導入支援による省力化、それから経営規模拡大や経営の多角化を推進する必要があります。また、規模拡大においては、農地の集約化も重要な部分であるというふうに考えております。これからは、町長がよくおっしゃいます稼げる農業、こちらを实践する農業者を増やしていくことで、産地の維持、農業人口の増加を目指すことが求められているのではないかと思います。

このような地域農業の担い手の育成につきましては、町といたしましていちごトレーニングファームの施設を生かしまして、農業塾生、トレーニングファームの研修生徒を継続的に募集し、新規就農及び定住人口の増加につなげていくことも一つの方策と考えております。所得向上を目指す農業者を支援するため、さが園芸生産888億円推進事業等を活用し、収量、品質の向上や省力化、高品質化及び規模拡大を支援していくことも重要な方策というふうに考えています。

また、先般の農業新聞のほうにも掲載をされておりましたが、九州4県、福岡、佐賀、大分、宮崎、このJAグループが農作業を請け負う会社と連携し農業労働力支援事業を展開しているということで、そういった取り組みが拡大することで規模拡大や作物転換に伴う労働力不足に対応ができるというふうに考えます。

以上のように、各種問題に対する解決策、対応策を継続的に関係機関と共に協議検討をしながら、魅力ある農業の達成に取り組む考えでございます。

以上です。

○井崎好信議員

資料を見ておりますと先ほど答弁にございましたように、2015年から2020年ですけれども、若年層は減少して高齢者が多くなってきていると、一目瞭然でございます。高齢者も非常に体力の自信のある方は、年取ってからでも営農を続けていらっしゃる方もたくさんいらっしゃいます。しかし、それも限度があるわけでございます。もちろん高齢者も営農を頑張っていたきたいという思いはありますけれども、ここは年には勝たんというふうなところもあるかというふうに思います。資料を見ますと、平均でいきますと66か67ぐらいじゃないかなと思います。ほかに70から74歳、ここの2020年を見ますと、これは男女、夫婦もありますので男性を見ますと、74歳から85歳まで足しますと579人いらっしゃいます。この方たちが今後あと5年、10年を見据えたときに、離農せざるを得ない。どうかしないと、小作に出さんばならん、預けんばならんというふうな状況に陥る方もいらっしゃるというふうに思います。

先ほど答弁の中にもいろんな施策のこともおっしゃいました。若い人は高収益作物、稼げる農業ということで、少ない面積で高収益な作物を施設園芸等で作っていらっしゃいます。しかし、こういった土地利用型といいますか、大規模というのは、年取ってからはなかなかできない。この後継者、年の若い人たちに任せんばいかんと。しかし、それが10年先は、こういった579名もいらっしゃる中で、本当にそういう担い手

がいるのかという思いもするわけでございます。今、農地プランの中でも各地域でこういった農地をどういうふうにご利用していくか、そういった話合いも打ち出されております。

中山間地域では、休耕地を出さないような施策も出されております。平地におきましても、私はこういった状況、担い手不足が出てくる可能性があると思います。これは当然町ではこういった支援はできないわけでございまして、今後国においてそういった遊休農地を出さないために、耕作放棄地を出さないためにそういう直接交付金と申しますか、そういったものを農地に対して、農地の保全あるいはまた維持管理として、そういった直接支払いをするような制度を今後町のほうでもＪＡともタイアップをしながら要望等をしていく必要があると思いますけれど、そのへんはいかがでしょうか。

○木須英喜農業振興課長

議員おっしゃいますとおり、農業においては担い手を含む従事者の高齢化によりまして、地域の景観を形成する農地の維持管理等にも支障を生じるおそれが出てくるかと思っております。

御承知のとおり、現在白石町においても取り組まれております多面的機能支払交付金、旧農地・水保全管理支払交付金ですね。それとか、中山間地域等直接支払交付金が優良な農地の維持保全の支援策として実施をしていただいているところでございます。今後はそういった取り組みがさらに重要になってくることは予想されます。優良農地の維持保全に支障が出るような状況にならないように、議員おっしゃられますとおり、我々地方のほうからも国に対しまして支援策の拡充を求めていく必要が今後さらに重要になってくるかと思っております。

以上です。

○井崎好信議員

今後優良農地が遊休農地にならないようないろんな施策をお願いしたいというふうに思います。

それでは、農業関連では終わりとなりますけれども、８点目に移らせていただきます。

先ほど来、申し上げますとおり、米価の下落や生産資材等の高騰に伴う生産コストが非常に今増大しております。農家は苦境に立たされております。借地でございまして稲作農地の小作料を引き下げる時期ではないかというふうに思いますけれども、そのへんをお伺いいたします。資料請求もしてございましたので、説明までお願いいたします。

○久原正好農業委員会事務局長

失礼します。

米価の下落と、それから生産コストの増大、そういったところで農家が苦境に立たされていると。農地の小作料を引き下げる時期ではないかという御質問でございます。

平成21年以前、標準小作料制度というものがございました。その標準小作料制度につきましては、平成21年の農地法改正により廃止となっております。ただ、小作契約を行うとき、または更新をするときなど、そういった価格の提示がないと賃貸借の話が非常にしにくいということがございましたので、農地法改正後も参考賃借料や賃借料情報という形で、例年12月の農業委員会だよりで情報提供を行ってきた経緯がございます。

現在農業委員会では、地域ごとに品目や地目に分けて最高額、平均額、最低額の賃借料情報をお示しする形にて、先ほど申し上げたとおり1枚紙にして農業委員会だよりの中に挟み込んでおりまして、契約の際の参考にしていただけたらというふうなところで情報提供を行っています。

ここで、井崎議員から資料請求があつてございますので、それを提出しております。簡単にその説明をいたしたいと思えます。

本日の資料請求の3ページ目と4ページ目です。どちらとも農地台帳から2月末現在での数値でまとめてございます。

まず、3ページ目のA4縦の資料でございますが、地域ごと、大字単位ごとで農地面積、賃貸借の設定面積、割合の順で記載しております。町全体の農地面積が5,885.6ヘクタール、賃貸借の設定がなされている農地は3,131.2ヘクタールで、割合としまして53.2%ということになっています。これは農事組合法人が設定されている部分も含んでおります。あとは御覧いただきたいと思えます。

次に、4枚目ですね。A4の横の資料になります。

小作契約、契約ごとの面積。こちらの資料は、田と畑、10アール当たりの賃借料金ごとに分けて、全体と令和3年の実績に分類して表示しております。いろいろ数字が並んでおりますが、注目していただきたいのは契約全体の列ですね。例えば1万8,000円の10アール当たりの部分の行がございます。その前後の割合を合わせますと、4.4%、42.7%、7.3%、これを合わせますと54.4%になります。その下、1万5,000円から下です。10.9%、18%、1%、これを合わせますと29.9%。大まかではございますけど、7対3の割合になってございます。その右横、うち令和3年の契約分です。これを先ほどの部分で足して割合を出しますと、逆の3対7になってございます。あと、畑の小作料につきましては、説明は割愛させていただきたいと思えます。

こういった中で、現在の厳しい農業情勢及び新型コロナウイルス拡大の影響や米価の下落等も相まって、先ほどの資料でも分かるように年々農地の賃借料が下落方向に働いているところです。また、相対契約においても、法人の設定が金額設定されています。その分で、そういった形に沿った部分で契約がなされている事例が確実に増えているという状況です。その反面、賃借料の下落につきましては、農地の資産価値も下げてしまうというおそれがあるかと一部では思っております。

農業委員会といたしましては、そういった賃借料、農地販売価格については現在の農業情勢とか地域の実情に勘案して適切な価格となるよう御案内して、また農業委員の方々も御相談等を真剣にさせていただいております。そういった方々の御協力をいただいて、よりよい方向に持っていきたいと考えております。

すみません、長くなりました。以上です。

○井崎好信議員

資料を見ておりますと、小作地の面積としまして53.2%と非常に高い小作地があるな、高い数値だなと本当にびっくりしたところでございます。高いところでは70%以上のところも4箇所もあるわけでございます。現状はこういった小作地が多くなってきたと、やはり高齢化によって小作地、後継者不足、あるいは高齢になった方たちが増えてきたというような状況だろうと思います。小作の契約も、実態は3対7というふうなことで非常に逆転して下がってはきているというふうなことかと思えます。

私も、小作料というのはある程度は米価にある程度連動していくものだと認識をしております。そういったことで、粗収益が下落で少なくなって生産費が高くなった。小作料も生産費の中の一つですよね、自作地は別といたしまして。そういったことで、今後も貸手と借手の相対で契約ができるわけでございますけれども、実態は安くなってきているという感じはしておりますが、農業委員会としまして先ほど申しましたように農業委員会だよりもございますように、最高値としたものを参考として出していらっしゃるわけですね。この最高値の1万8,000円というふうなことが契約の段階でなかなか契約が下げ止まりがしにくいというふうなところかと思えますので、この1万8,000円をあと2,000円でも最高値というものを落とすわけにはいかないわけですかね。

○久原正好農業委員会事務局長

最高値の1万8,000円を2,000円程度下げることができないかという御質問でございます。

現在お示ししている参考値につきましては、契約の実態に基づいた部分でございます。井崎議員がおっしゃいますように、最高額が記載されていることで耕作者から低い金額での相談がしにくい点もあるかと思えます。先ほど申し上げましたとおり、農業委員会としましては貸手と受け手、双方に公平な立場で御相談に応じて、当然賃借料を農業委員会によって操作するというふうなことはできません。ただ、農業情勢の変化に伴い、価格の更新ができる旨の条件を付して契約されているというところもございます。また、契約期間途中でも、賃借料のみ変更が可能ということになっております。実際に変更されるケースもございます。今後とも個別の御相談によって実情を踏まえた御案内をしていきたいと思っております。

また、賃借情報の最高額の欄でございますが、標準小作料と取り違えをされるような表示の仕方をしないような工夫など今後検討をして、表示の仕方を考えていきたいと思っております。

以上です。

○井崎好信議員

農業委員会でも答弁がございましたように、いろんな工夫をしながらというところをよろしくお願ひしたいと。そしてまた、耕作放棄地等が発生しないような対策をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、ちょっと時間も押しておりますけれども、水産関連についてお伺いをい

たしたいと思います。

昨年秋芽は豊作でございましたけども、冷凍は不作でございました。今期の海苔養殖におきましては、秋芽、冷凍網共に不作というふうなことになるようでございます。その原因についてどのように認識をしていらっしゃるのか、簡潔にお願いしたいと思います。

○中村政文農村整備課長

議員おっしゃいますとおり、本年の今期の海苔養殖につきましては、10月21日の採苗期後から色落ちが発生しまして、色落ちした海苔網を種網としなければならない厳しいスタートとなりました。秋芽網期及び12月28日からの冷凍網出航以降も海況が大きく好転するというようなことはありませんで、またそれに加えて柔らかい海苔の芽をカモ等が食べてしまうという被害も重なって、通常就業時期よりも1箇月以上早い段階でほとんどの海苔網を撤去しているという支所もございまして、今年の生産増も見込めず、近年にない不作というふうになっております。

この不作の原因といたしましては、採苗直後から白石町地先から太良町地先にかけて赤潮の原因であります植物プランクトンが広範囲に発生をいたしまして、長期間滞在したことと併せまして、降雨量、雨が非常に少なかったということによりまして、海苔の生育に必要な栄養塩が不足したためだというふうにご考えられております。

以上です。

○井崎好信議員

非常に秋芽も冷凍も当初からプランクトン発生で赤潮が出たというふうなことで、プランクトンの発生のメカニズムも分からない状況でございます。いろいろ言われております。諫早湾干拓が閉め切られたことによって汚水、あるいは潮流が変わったというふうなことから赤潮のプランクトンも発生しているというふうな、そういった起因の説もあるわけでございます。

私は今回持込み資料のその1ですか、令和3年度の佐賀県有明海漁協の行使者別の共販実績表というふうなことで持込み資料等を出しております。一目瞭然なんですよ。漁協は、東部、中部、西部、南部とずっと表の上から、広江までが東部、本町の福富町までが中部というふうなことで言われております。西部は新有明から鹿島まで、そしてまた南部は太良、大浦というふうなことで呼ばれております。

単価なり、あるいは枚数、金額にいたしましても、東部漁場、中部漁場が金額的にも伸びているわけございまして、西部地区におきましては干拓地先の新有明が一番最低というふうなことで、西部地区も多少は若干の開きもあるわけですが、南部地区におきましては本当にもう桁が違うような生産になっている状況かというふうにご思われます。しかしながら、漁協では19年間連続日本一達成をされております。これだけ漁場によって東部、中部、西部、南部の格差があるというふうなことを見ていただけたらと思います。やはり、大きな河川があるところが好漁場だというふうなことでございます。

時間も押しておりますので、最後のほうに移らせていただきます。

今までも海底耕うんなり、カキ礁の漁場改善に取り組まれたところでございますけれども、今後改善に向けて具体的な施策をどのように考えているのかというふうなことでもお伺いいたしますけれども。

私も平成31年の3月議会において一般質問でこの漁場の改善というふうなことを取り上げました。今只江川の末端の白石の樋門がございまして、もう年数がたちまして周りが地盤沈下によりまして下がりがちで、樋門は下がってないので底版が高くなっているから、これを下げて、そして流れをよくすることで漁場の改善になるのじゃないかというような質問をしました。3年になるわけでございますけれども、何ら進展もないわけでございます。

昨年大雨によって被害を町の執行部のほうに申入れをして、その回答を12月にいただいたときに、町長のほうからこの件についてもちょっと触れられたことがあったと思いますけれども、ここを改修することによって漁場改善、あるいは併せて只江川等の排水もスムーズにいくというふうなことで、早期にこの改修をしていただきたいというふうなことを考えておりますけれども、そのへん、町長の御所見をお伺いしたいと。すみません、もう時間もあまりないですけれども、よろしくお願いします。

○田島健一町長

只江川が有明海漁場の再生を担うかも分らんということでの質問でございますけれども、皆さん御承知のとおり、只江川は有明海に出ております。今流域治水で白石町の排水を只江川、福富川等々、有明水路ももちろんそうでございますけれども、そういったものを使って排水しようということを考えているところでございまして、先ほど言われましたように、只江川の水門のところはどうなっているかと。

今回流域治水推進事業の中で深淺測量、川の底がどうなっているかという測量をいたしましたところ、周辺よりも50センチ高いという結果が出てございます。この樋門でスムーズな水を流すことによって、通常の河川の水、そして流域治水のときに洪水時にも速やかに出していくという機能があります。それと併せて、今言われたように海に入ってから新有明漁港の航路とか泊地とかそこにも今土砂がたまっておりますので、そういったものも流してくれるんじゃないかというようなことで、海域環境にも大きく寄与してくるんじゃないかというふうに思っています。

しかしながら、この樋門というのが農水省さん、国の管理でございまして、また県がやっていただいて、私たちは日常管理を地元の操作員にやっていただいているわけでございますので、国や県等にもっともっと強く強く改修の要望をしてまいりたいというふうに思っております。これまでも幾度となくお話は差し上げているんですけども、海岸事業というのをやってない中でピンポイント的にやらなければいけないということで、なかなかどんな事業があるかというところで今いろいろと国、県でも検討をいただいているというふうに聞いておるところでございます。

以上でございます。

○井崎好信議員

昨年度から流域治水推進事業の中での深淺調査というようなことも只江川を含めて

有明海のほうの調査をしたということで、それだけの差があるというふうなことを認識していただいたと思います。

こういった不作というのを見て、有明海を再生というふうなことで、このピンチをチャンスに変えて、有明海の再生振興資金等を使いながら、これはチャンスだと思いますので、国、県のほうに十分そういう要望をしていただきまして、農業あるいは水産業が持続可能な産業であるためによりしくお願いしたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○片渕栄二郎議長

これで井崎議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

14時15分 休憩

14時30分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。重富邦夫議員。

○重富邦夫議員

重富でございます。本日最後の通告者ということで、早速でございますけれども、一般質問に入らせていただきたいと思います。どうか最後までよろしくお願ひいたします。

1項目めといたしまして、建物火災に係る支援についてということで通告しておりますけれども、火災というのは基本一般論として冬の季節が火災になる危険性が高いということで、空気の乾燥というのが最大の原因というふうに言われておる中、各消防関係の皆様も日頃から消防予防啓発活動に御尽力をいただき、感謝を申し上げる次第であります。町民の皆様も、火災には十分注意をされていることだろうというふうに思っておりますけれども、ちょっとした不注意から大惨事につながるケースというものもあり、常に心配の尽きないことのように感じております。

では、火災にならないように注意を促しておられると思いますが、実際に火災が起きた場合、その後、どのような形での支援を白石町が取られているのか、そのあたりの内容をお聞かせください。お願ひいたします。

○千布一夫総務課長

議員から火事があった後の町としての支援策についての御質問でございます。

本町の支援策につきましては、固定資産税の減免、それから一時仮住まい等の御相談があった場合には、住宅再建までの期間、町営住宅に入居していただくなどの対応を行っているところでございます。

それから、ほかの団体の支援としましては、火災に限らず自然災害も含めまして、白石町社会福祉協議会や佐賀県共同募金会、それと日本赤十字社佐賀県支部がそれぞれ実施主体となりまして、基準に基づき見舞金の支給や毛布、バスタオルなどの日用

品などの支給が行われているところでございます。

以上です。

○重富邦夫議員

この火災支援に対しましては、他市町もどのようなことをやられているのか調べさせていただいたところでもございますけれども、大体どこの自治体も似通った内容の支援策を打ち出されている、予算規模の多いところでは幾らか別の分野で支援内容がちょっと変化するところもあろうかと思っておりますけれども、今回は主だって廃棄物に関連した支援に対して質問をしていきたいというふうに思っております。

建物火災に係る、私が業務上解体工事というものをやったりするわけですが、火災後の解体現場というのは非常に高額になって、被災された方にはものすごく負担になってくるわけですね。火災が起きた時点で精神的負担を負いながら、さらには金銭的負担までというふうになってくれば、これは業者側もどうにかならないものだろうかというふうな思いからこの質問を取り上げさせていただいているんですけれども、この廃棄物に対する支援というものは今現在どのようなことを行われているのか、答弁をお願いいたします。

○土井 一生活環境課長

家屋の火災の残存物、片づけに関する処分費用というふうなことで、一般的に火災による残存物の片づけ費用は、通常の建物の建て替えによる解体物の処分費用に比べまして2倍から3倍近く高くなる傾向にあると言われております。議員おっしゃられますとおり、火災で住む家や財産をなくされた上に焼け落ちた残存物の片づけというのは非常に重い負担になりまして、その心痛は計り知れないものがあると推測いたしております。

通常の建物解体による廃棄物は、産業廃棄物であるためにさが西部クリーンセンター、町のほうにごみを出しておる公共施設でございますけれども、そちらのほうでは通常の解体物については受け入れできませんけれども、火災による残存物につきましては一般廃棄物として搬入することができるようになっております。民間の産廃処理施設に比べますと、処理費用は格段に安くなると思っております。

ただ、さが西部クリーンセンターのほうへの搬入につきましては幾つかの条件がございますので、まずは生活環境課のほうに御相談いただければと思っております。御相談いただければ担当者のほうが現場のほうを確認させていただきまして、クリーンセンターへの搬入の調整だとか、また条件の緩和など、できるだけ御希望に添うような御協力、支援のほうをさせていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○重富邦夫議員

担当課で相談をすれば調整してくれるということで、担当課のほうから柔軟な対応をしていただき、スムーズに事が運ぶというふうな対応も実際していただいております。

通常の産業廃棄物で処分をする、家を構成する材木、そういったものを搬入する際、災害廃棄物として搬入可能ということではありますが、要件といたしまして、長さが80センチ以下だったですか、直径が20センチ以上のものは20センチ以下に裁断するというふうな条件がつけられておりまして、処分代は安くかかるけれども、どうしても切断をするときに人件費が発生し、時間が発生し、高騰になってしまうという今現在の懸念がございます。そういったところに対しては今後どのように考えられているのか、お願いいたします。

○土井 一生活環境課長

西部クリーンセンターのほうでは、今現在は通常の家庭ごみの粗大ごみを処分する破砕機しか導入をいたしておりません。しかしながら、昨年、また3年前の災害でいろんな大きな災害廃棄物が出てきたことによりまして、もっと大きな裁断機を構成市町のほうでクリーンセンターのほうにぜひ設置しなければならないというふうな意見を出しまして、来年度予算につきましてその裁断機の設置に関する予算のほうを計上していただいております。ただ、設置につきましては、特注品でございますので設計から施工まで1年数箇月かかるというふうなことで、その裁断機の設置は令和6年度に供用開始の予定というふうなことで西部クリーンセンターのほうは計画されておりますので、それまでは辛抱いただいて、手間はかかりますけれども、クリーンセンターの条件に沿った搬入のほうをお願いしたいと考えているところでございます。

以上です。

○重富邦夫議員

先ほど質問した内容といたしましては、切断機を設置する予算計上で対応していく、切断機が令和6年に供用ということで、あと数年ございますけれども、何とか対応していただける方向を向いていただいているということですね。

それで、切断機を設置したから、設置費用がかかったから処分代を上げますよというふうな話になってしまってもちょっといかがなものかというふうにも思っておりますので、そういったところは構成市町の各担当の方々と意見を交換しながら、そのような方向にならないように広域での協議を進めていただきたいというふうに思っておりますので、土井課長、あなたならできますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

そういうことを申し上げまして、次の質問に移ります。

火災が起きた現場から、私が現場で確認させていただいたのが白石町内の物件ではございませんけれども、火災が起き、延焼という形で別のところまで火災になったという事案で、それが今多い空き家だったと。空き家であるから保険が掛けられていないという事案が結構な確率であるわけですね。そういう状況になったとき、本当に火元の原因者は火災保険が掛けられていて、片づけをし、また再建ができた。けれども、延焼したところは火災保険が掛けられていないために解体もできないということで、周辺の皆さんに非常に多大なる影響を与えている現状があり、またしばしばそういった場所が現状として見られるようになってきているんですね。そういった場合、これは放置をされる可能性というのも少なからずあるわけですし、そういったところ

の対策としては町としてはどのように考えられているのか、お願いいたします。

○山口裕一総合戦略課長

議員のほうからは、空き家が延焼してその後放置された場合とのことでございますけれども、火災の場合だけに限らず、自然災害等でも同じようなことが考えられるわけなんですけれども、失火責任法におきましては、これはもう火災等を起こした側に重大な過失がない限りは自らの責任で損害を負担しなくてはならないというふうに規定されておりまして、議員おっしゃるようになかなか片づけがされずに長期間放置される場合も実際にあるかと思われまます。

対策といたしましては、現在行っております空き家の対策方法とこれは同様でございます。危険度を調査いたしまして、建物の所有者、管理者等に法に基づく指導を行い、まずは所有者、管理者等で自力の解決を促す。これはあくまでも空き家の対策としてでございますけれども、そういった形は変わらずということになるかと思っております。

○重富邦夫議員

行政側がということになれば、結局個人の財産というところもございまして、思った以上に手を加えられない部分、行政が入りにくい部分でもございまして非常に難しいところでして、ここは結局白石町だけじゃないんですよ。結局はこの自治体もこういう事案を抱えられていて、こういうところを佐賀県だとか関係市町の協議の中で提案をしていただいて、こういう場合はどうしていきましようかというような話に持っていくというところを今後は求めていきたい。行政側と、あとは一般廃棄物協会だとか産業廃棄物協会だとかそういったところの協力を得ながら、これはちょっと広域的にまとめていかなければならない問題なのかなというふうにも感じております。保険みたいなのが広域でつくるようなことができれば何とか促せるところもあろうかと思っておりますけれども、まず第一に隣の人が一番付き合っていかなければなりませんから、そのことを第一に考え問題を解決に導くため協議を進めていただきたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、2項目めの質問に移ります。

消防団組織の在り方についてということで通告させていただいております。消防団活動を通じ、人口減少の中で団員確保であったり、今後の団の維持継続のことを私も考えるようになって、今の体制というのがいけないということでもございませぬけれども、一つの方向性として今後の方向性として考えてみてもいいんじゃないかということで、幾つか御質問をさせていただきたいと思っております。

まず、消防団活動に地元の高校生が参加できるような仕組みができないものなのかというふうに思いまして提案させていただいているんですけれども、いきなり団員に入ってくださいということでもなく、少なからず学生の頃に消防団というのはこういうものだ、地域貢献というのはこういうものだ。それが白石町に直接的にそういう思いが寄与できなくても、別の他市町に行ったときにその経験があればいい方向に進むんじゃないかという思いもあって、私たちの建設業のボランティア活動であった

りすると、ボランティアをしたところからボランティア証明というのがもらえるんですよ。それが、建設工事の入札、要は経営審査の点数に換わって行政側の競争入札に参加できるというそういった流れの仕組みになってございまして、そういったところから鑑みましても高校生がボランティアの一環、消防団の一員として活動するような場所があれば、今後の受験だとか就職だとかそういったところにちゃんとやっていますよと、勉強以外でもちゃんと見てくださいますねというようなそういった仕組みが白石町としてできれば私は少なからずいい影響を与えるのかなと思っていますけれども、そのあたりに対してのお考えをお願いいたします。

○千布一夫総務課長

消防団活動に地元の高校生が参加する仕組みづくりについての御質問でございますが、消防団を知ってもらうためにも大変有意義なものと考えております。消防団活動は、火災や水害などの災害対応につきましても危険を伴うことが多いですので高校生を参加させるということは難しいと考えておりますが、例えば火災予防週間の際に消防団員と一緒に防火チラシの配布を行ってもらったりなど、啓発活動を通じて消防団を知るきっかけになればと考えているところでございます。それから、高校生を対象とした出前講座などを実施して、防災意識の向上や将来の消防団員の確保、また育成につながるような活動も検討していきたいと考えております。

以上です。

○重富邦夫議員

危険な場所に参加してけがをしたりしてしまってもというところもありますので、確かにごもつともな話でございます。しかしながら、チラシ配布だとか出前講座、意識そのものをこちら側に向けてもらうだとかその経験そのものをしていただく、消防団の存在そのものを意識していただくとかそういうことに取り組まれるのであれば、一歩ずつで結構ですのでぜひとも前に進めていただきたいと思いますというふうに思っております。

それで、次の質問ですけれども、消防団のネットワークを活用したスポーツチームや各種サークルの立ち上げなど支援ができないかというふうに通告書では書いておりますけれども、ここはまちづくりに関する部分も含んでいますので一旦置いておきまして、防災に資することとして消防団組織が例えば今は各地区で分かれ各分団で分かれという大枠は地区で分かれて構成されているわけでございますけれども、それを例えば医療チームであったり介護チーム、または保育チーム、そういったグループがあれば、避難所支援のときだとかそういったときにも有効でございますし、近年頻発する豪雨災害にしっかり、災害廃棄物等の処理のときにも重機乗りだったりそういった機械乗りのチームであったり、そういった得意なチーム編制というのがもうできていれば状況次第では協力を呼びかけやすいし、支援のスピードというのも上がるというふうに思いますけれども、そのあたりはどう考えられますか。

○千布一夫総務課長

消防団員の例えば技術とか知識を生かした消防団活動ができないかという御質問でございますが、本町の消防団員は様々な業種で活躍されておりまして、災害対応の際にもそれぞれの専門性を生かした消防団活動を展開していくことが重要であると考えております。現在1,091名の団員が在籍しておりますが、それぞれの団員が様々な技術や知識をお持ちだと思います。これまでも重機による残火処理や船舶による海上、河川からの行方不明者捜索などを行った例もございます。

今後は、重機オペレーターや船舶免許保有者をはじめ医療従事者による避難所の支援やドローンによる行方不明者捜索など団員の資格などの調査を実施いたしまして、団員一人一人が得意分野で活躍できる組織づくりというのを協議しながら、火災、水害、行方不明者捜索などあらゆる事態に対応できるように検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○重富邦夫議員

今質問をしたことは、これは団側が了承してくれないことにはまずもって進めていけないことでもございます。今後消防団員の減少というものも、人口減少の中ですから考えられるわけでもございます。その組織の在り方であったり、主として防災に対する団体でございますので、防災組織として少ない人数でいかに能力を発揮していくのかという面ですね。また、それとは別に団の維持継続をしていくためにも、組織を構成しているほとんどの方が白石町の若者ということでもございます。今の若者がどのような目線で消防団組織を見ているのか、そういったところも正直気になるところでもございます。

例えば、これは自主的な活動になろうかと思えますけれども、スポーツチームであったり音楽隊であったり、音楽隊といっても今は本部がラッパ部隊を持っていますけれども、そういうもの以外の音楽ですよ。ロックから歌謡曲までございます。楽器を弾く人もいれば歌を歌う人もいますのでそういった好きな方たちだけで組めるチームだったり、先日議案審議の中で学校部活動の在り方で教育長答弁で、地域と連携した部活動の在り方を協議していくというような内容の発言をされておりましたけれども、またその発言の中にeスポーツであったりというようなことも出てきております。そういった活動が自主的に展開できるような団であれば入団の選択肢ということにもつながろうかと思えますし、転居された方の入団の一つのきっかけということにもなる。協働の在り方というのも関係してくるだろうと思えますし、そういったことから団員の方々への意識調査というのも防災に資する面とまちづくりに資する面、こういった両側面をどのような目線で見ているのか、団員の意識調査というのも私はやっていただきたいというふうに思えますけれども、総務課長、いかがお考えですか。

○千布一夫総務課長

団員の、特に若い団員の意識調査についてどう考えるかという御質問でございますが、近年就業形態の多様化や若年層の価値観の変化などにより、消防団を取り巻く社

会環境というのは大きく変わってきていると感じております。また、災害の多発化、激甚化により消防団活動も多様化、複雑化している状況であり、地域防災力の要として消防団は期待に応えていかなければならないと考えております。

議員御質問の意識調査についてでございますが、御存じのとおり新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、約2年間各種の訓練等については中止あるいは規模を縮小して実施をしているところでございます。そのため、消防団に入団はしたものの、これまで消防団活動に全く参加ができていないという団員も多い状況でございます。このことから、一年を通して全団員が消防団活動に従事できるような状況になった後に先ほど議員がおっしゃいますような団員がどういうことを考えているのか、意識を持っているのかといった意識調査について、こういったふだんの活動を十分できるような状況になった後に実施をできればというふうに考えているところでございます。以上です。

○重富邦夫議員

今現在も皆さんしっかり活動はやられていると思いますので、どうぞそこを信じて調査をやっていただきたいというふうに付け加えまして、次の質問に移ります。

消防団員の皆様は、町民の皆さんの生命、財産を守るためという大義名分がございます。しかし、町民の生命、財産を守るためには、自分がしっかりしていなければならないという大前提の下に立つわけです。団員の皆さんのしっかりとした生活基盤の構築が必要であるということから、ぜひともここは各課連携して、年に一度の婚活事業を消防団に施していただけないものなのかというふうに思いまして御提案しますが、私も消防団の部の団員たちを見ていますとちょっと心配になるところがございます。ほんなごて大丈夫やろうかというところの、要らぬ世話かも分かりませんが、こういう方向でも考えてみてどうでしょうか。答弁をお願いいたします。

○山口裕一総合戦略課長

議員おっしゃいますように、生活基盤の安定という意味では、消防団活動にも非常に寄与するものではないかと思っております。

まず、本町におきましては、婚活サポーターの情報交換会というのを毎月1回開催しておりまして、その中で新規登録者の紹介、サポーターの皆様がそれぞれ担当されている方の近況報告ですとかお見合いのセッティングなどのお話を非常に熱心にしていただいております。また、今年度はなかなかコロナ感染症による影響で実施には至っておりませんが、これまでは町内各団体の青年部ですとか、そういったところと連携しました婚活イベントですとか、民間の結婚相談所と連携したお見合いイベントなどを実施しているところでございます。

今現状では消防団のほうから婚活の具体的な御相談ということではありませんけれども、白石町消防団、町内最大規模の独身の男女を抱える団体でございます。実現できれば、少子化対策ですとか定住対策にこれは非常に大きく寄与することも期待できるかと思っておりますので、まずは消防団を管轄いたします総務課のほうと連携しながらということになります。消防団への婚活活動の周知と、紹介というところから取り組ん

でまいればと思っております。

以上でございます。

○重富邦夫議員

今の総合戦略課長の答弁を集約いたしますと、消防団が了解をしていただければというような方向にちょっと聞こえましたけれども、ボールは総務課長に投げられましたよ、今。どのように消防団に対してそのような方向で提案していくのか、了承してもらうように推進していくのか、そのあたりの考えをお聞かせください。

○千布一夫総務課長

先ほど総合戦略課長も申し上げましたとおり総務課と総合戦略課が協力をし合って、町としても婚活というのは事業を推進しておりますので、まずは周知かなということで、ぜひ消防団のほうとお話のほうをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○重富邦夫議員

例えば婚活事業が実施されるということになれば消防団組織も少なからず絡んでくると、各部長だとかが推進員になろうかと想像するところでございますけれども、自分のところの若い部員のためなら各部の部長は一生懸命推進をしてくれるというふうには私は思っております。婚活に参加する一つの理由づくりといえますか、部長に言われたけん行かんばならんというふうには、参加しやすいような状況などをつくっていくということも私は考えていかなければならぬかなというふうにも思います。どうか各課連携をして現実のものとなるように。私は私で議員側には前田委員長と中村先生が2人推進員でおられますので、こういったところにしっかり働きかけをしていきたいというふうに思っておりますので、どうか前向きに検討をよろしくお願い申し上げます。

3項目め、低未利用土地の問題についてということで、低未利用土地の特別控除があるということで、まずこの概要について説明をお願いいたします。

○久原浩文税務課長

概要について、私のほうから答弁いたします。

これは令和2年度、国の税制改正によりまして、人口減少が進展し利用人数が低下する土地が増加する中で、新たな利用意向を示す者への土地の譲渡を促進し、適切な利用、管理を確保し、土地の有効活用を通じた投資の促進、地域活性化、さらなる所有者不明土地の発生を予防するため、個人が保有する低額な土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除制度が創設をされました。

この特別控除とは、土地等の譲渡に係る長期譲渡所得への課税に関し、個人が低未利用土地またはその上にある建物等の権利を譲渡した場合には譲渡益から100万円を控除することができるもので、主な要件は、1つ目、譲渡した者が個人であり譲渡価格がその上にある建物を含めて500万円以下の譲渡であること、2番目に譲渡の年の

1月1日において所有期間が5年を超えること、3番目にその低未利用土地等が都市計画区域内に所在すること、4番目に低未利用土地等であったこと及び譲渡後の土地の利用について市区町村の長による確認が行われたこととなっております。

なお、適用期限につきましては、令和2年7月1日から令和4年12月31日までとなっております。

以上です。

○重富邦夫議員

この低未利用土地の特例措置は、土地の活用を促すために創設をされた国土交通省からの特例措置でございますけれども、この要件の中に土地500万円以下がその対象であるというふうでございますけれども、何に対して500万円以下というふうになるものなのか。いろいろ土地というのは全体の価格であったり、もともと取得したものとかいろいろな譲渡経費だとかそういったところの絡みがございますので、この500万円というのは何に対して500万円なのか、そこのあたりの説明をお願いいたします。

○久原浩文税務課長

500万円以下の意味ですけれども、譲渡対価と申しまして、基本的には土地を譲渡するときに契約をしますので、簡単に言えば契約額ということで御理解いただきたいと思えます。

○重富邦夫議員

分かりました。契約額ということですね。

では、令和2年7月からということで、ここに対してこの制度の利用した実績というのはもう出ているんでしょうか。そのあたりの中身のことを教えていただきたいと思えます。

○山口裕一総合戦略課長

失礼いたします。

この制度の目的につきましては、先ほど税務課長のほうが申しましたとおりですので省略させていただきますけれども、この制度の実績でございます。この制度を利用するには、土地等の売主が売買される土地等が低未利用地であるかないかの確認を町のほうに申請をされます。町は、土地の利用頻度が低いことなど一定の条件を確認した上で確認書の交付を行うということになります。議員お尋ねの実際の実績につきましては、町が交付した実績ということになりますけれども、令和3年度中に3物件ございます。それで、これが共有名義の物件も含めてでございましたので、実際には5名の方に低未利用土地等確認書という形で交付を行っているということでございます。なお、うち2件2名が空き家・空き地バンク事業による売買による交付ということになっております。

以上でございます。

○重富邦夫議員

制度実績としては3物件ということでありましたけれども、名義人が白石町以外のところになれば結局そこで申請されるというふうなことです。実際の動いた数字ということとはまた違うというふうな理解でよろしいのでしょうか。

それで、今税務課長のほうから説明の折に、この特例措置の期間が令和2年7月から令和4年12月31日までということ、あと僅かでありますけれども、これは12月31日で制度自体は終わるのでしょうか。それとも、継続というふうな形になるのでしょうか。ここのあたりの情報はどうなっているのか、お願いいたします。

○久原浩文税務課長

特別控除制度の延長についてでございますけれども、現在国のほうでは令和4年度税制改正案が審議をされておりますけれども、その案にはこの特別控除制度の延長は今のところ示されておられません。したがって、適用期限については、先ほど言いました本年12月31日までとなるものと考えます。

以上です。

○重富邦夫議員

ということになれば、あと残り数箇月、9箇月ぐらいありますね。ですから、活性化というのを図るためにも、残り僅かですのでここはしっかりと周知をしていかなければならないことじゃないかなというふうにも感じたところですが、どう思われますか。

○山口裕一総合戦略課長

実際この制度につきましては先ほど件数を申しましたように対象者としては非常に少ないわけでございますけれども、ここはしっかりと制度の周知は行っていかなければならないものと当然思っております。この制度の周知につきましては、現在のところは国土交通省などのホームページに掲載されておまして、町においては空き家・空き地バンクの利用を検討されている方などには窓口でしっかりと説明をさせていただいているところでございます。

本町の活性化策といたしましても、現在実施しております空き家・空き地バンク事業を活用して宅建業者等と情報を共有、そして連携をしながら有効活用についても促進してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○重富邦夫議員

では、その期間が限られておりますので、どうかここに係り得る方が知らずに過ぎていくというのがいけないことですので、どうか周知のほうはよろしく願いいたします。

以上で私の3月議会に対する質問は終わりです。

この3月議会の中で当初予算の審議だとか第3次総合計画が上程されて審議をされ

てきたわけなんですけれども、ここの中にスクラップ・アンド・ビルドというふうな言葉が書かれておりまして、それは何なのかと。私もいろいろ執行部側にあれをやってください、これもやってくださいというふうに言うておりますけれども、結局予算があることでございまして、その予算が潤沢にあるわけではありませんのでどこにどう配分して回していくのかということを考えれば、何か新しいことをやるとすれば何かを削らなければいけないという、そういったことが必要なんだなというふうによくよく考えさせられるところもございまして。総合計画の中には一応そのスクラップ・アンド・ビルドという言葉が書かれておりましたので、今のタイミングで、今の社会情勢の中で必要なものは何なのかということ、これはここにいる議会の皆様方一人一人がよくよく考えつつ、予算執行の在り方というものを実のあるお金の使い方につなげていくためにも考えていかなければならないことじゃないかというふうに思います。どうか令和4年の予算が町民サービス向上にしっかりとつながっていくような予算執行になることを祈念申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○片渕栄二郎議長

これで重富議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

明日も一般質問です。

本日はこれにて散会します。

15時13分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年3月15日

白石町議会議長 片 渕 栄二郎

署 名 議 員 重 富 邦 夫

署 名 議 員 中 村 秀 子

事 務 局 長 久 原 雅 紀